

平成28年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成28年6月14日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 杉浦康憲議員 (1) 教育行政について
(2) 業務改善推進事業について
2. 杉浦辰夫議員 (1) 防災行政について
(2) 地域共生型福祉施設「あっぽ」について
3. 長谷川広昌議員 (1) 人事行政について
(2) 財政運営と公共施設について
4. 小野田由紀子議員 (1) 予防接種事業について
(2) 災害時の環境整備について
(3) 男女共同参画社会の推進について
5. 黒川美克議員 (1) 地震災害対策について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	神谷坂敏
教育長	都築公人
企画部長	神谷美百合
総合政策グループリーダー	野口恒夫
総合政策グループ主幹	榊原雅彦
人事グループリーダー	杉浦崇臣
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	中川幸紀
財務グループリーダー	岡島正明
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
地域福祉グループ主幹	安蒜丈範
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まなびグループリーダー兼保健福祉グループリーダー	磯村和志
保健福祉グループ主幹	鈴木美奈子
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	岡本竜生

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（杉浦敏和） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願いを申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦敏和） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦敏和） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

1番、杉浦康憲議員。一つ、教育行政について。一つ、業務改善推進事業について。以上、2問についての質問を許します。

1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しました、一つ、教育行政について、一つ、業務改善推進事業についてを一問一答にて一般質問させていただきます。

まずは教育行政。不登校の状況とそれに対する取り組みについて質問いたします。

愛知県において、平成27年5月1日現在、小学校の児童数は41万5,182人、前年度に比べ1,807人減少し、7年連続の減少となっています。一方、長期欠席児童数は3,415人となり、前年度に比べ248人増加しています。同様に中学校の生徒数は21万6,944人、前年度に比べ2,404人減少し、2年連続の減少となっています。一方、長期欠席生徒数は7,993人となり、前年度に比べ206人の増加となっています。つまり、児童・生徒数は減少していますが、長期欠席児童・生徒数は相変わらずの増加傾向にあるということです。

いわゆる不登校に陥る原因はさまざまなものがあると言われてはいますが、本人や学校生活による要因のほかにも、社会における価値観の変化や多様化、家庭環境の変化なども複雑に絡んでお

り、問題解決を複雑化しているように思います。

そこで質問いたします。

高浜市の小・中学校においては、全国比率、愛知県比率を見ても依然と高い不登校出現率を示しているようですが、どのように現状を分析しているのでしょうか。教えてください。

○議長（杉浦敏和） 教育長。

○教育長（都築公人） 高浜市の小・中学校の不登校の現状についてお答えします。

平成27年度における不登校児童・生徒数は、小学校で23人、中学校で66人でした。平成27年度の全国のデータが確定しておりませんので、平成26年度における不登校児童・生徒出現率をお示ししますと、小学校の全国平均は0.39%、愛知県は0.5%、高浜市は0.92%でした。中学校の全国平均は2.56%、愛知県は3.34%、高浜市は4.56%でした。このように、高浜市は依然として高い出現率となっております。

不登校の要因につきましては、小学校、中学校ともに多かったのは無気力と不安で、小学校は約75%、中学校は約65%を占めており、ほかの理由である学校における人間関係や遊び・非行の要因と比べても高い値を示しています。また、不登校児童・生徒を抱える世帯の6割強が、ひとり親家庭であったり要保護・準要保護世帯であったりしています。実際、生活を支えるために子供の登校を見届ける前に保護者が働きに出る家庭や、教職員が家庭訪問をしてもなかなか会うことができない家庭などがあり、子供を確実に学校に送り出したり、家庭学習を見守ったりすることが難しい家庭があります。

このような現状と分析しております。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

そのような分析の上、どのような対策をとっているのか、具体的に教えていただきたいと思えます。

○議長（杉浦敏和） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） このような現状を解決するために、大きく2つのことに取り組んでおります。一つ目は、新たな不登校児童・生徒を出さないことです。質の高い授業づくり、安心できる居場所づくり、子供と教師、子供と子供が共感し合える人間関係づくりなど、児童・生徒自身が毎日の授業や学校生活を充実していると実感できる学校づくりに力を注いでおります。同時に、家庭訪問や保護者相談などの早期の段階で対応することで、状況をしっかり把握し、適切な対策をとり、長期化することを未然に防いでおります。

二つ目は、学校復帰に向けた支援対策の整備です。

市内の全ての小・中学校、児童・生徒が利用できるように、ほっとスペースという名称の適応指導教室をいきいき広場内に設置しています。普通教室に入ることによる不安を感じたり、ひきこも

りや昼夜逆転の生活により無気力になったりする児童・生徒のために、個に応じたきめ細やかな対応ができるようにしています。

また、翼小学校と両中学校には生徒指導加配教員を、高浜中学校には主幹教諭を配置し、課題解決の中心者となって職務に当たり、適切かつ迅速に対応できるようにしております。さらに、スクールカウンセラーや心の相談員を配置し、不登校児童・生徒が抱えるさまざまな問題に対し、精神的な面から心の支援を行っております。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

不登校を出さないいい学校での環境づくり、早目、早目に察知して対応してもらえれば未然に防ぎやすいはずなので、先生間の情報交換も密にお願いいたします。

あと、専門スタッフの対応とのことですが、そこにも行きやすい環境づくりをお願いいたします。

次に、最初の答弁にもありましたが、家庭環境も大きな要因であるとありました。そうすると、ケースによっては他の部局との連携もあるのではないのでしょうか。教えてください。

○議長（杉浦敏和） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） 確かにケースによりましては、発達障がいの問題ですとか、家庭環境の問題にも大きく関与しますから、こども発達センターや福祉まるごと相談グループと連携して対応しております。

平成29年1月からは、いきいき広場に教育委員会が移ることから、より緊密に連携を図り、児童・生徒の生活の立て直しのため、積極的に情報交換しながら対策を講じていきたいと考えております。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

来年から教育委員会と福祉部は場所的にも隣になるわけだし、今まで以上の連携を期待しています。

次に、不登校への生徒の学習支援はどうなっていますか。そして、外部の受け入れ先での学習支援も含めて教えてください。

○議長（杉浦敏和） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） 担任がその子の家庭を訪問して、本人や保護者とよく相談、検討した上で、その子の学習レベルに合致した学習課題を設定し、問題集やノートを使って学習を進めているケースがあります。また、宿題という形式で保護者の点検や支援などの協力を得ながら進めているケースもあります。さらに、先ほどお答えいたしました、いきいき広場内の適応指導教室ほっとスペースに通っているケースでは、その子に合った学習課題をそこで勤務する支援

員と決定し、日々の学習に取り組んでおります。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。思った以上にいろんな対応をしているのには驚きましたが、数字としてはやはり高い比率を出していますので、個々の状況を踏まえ、一層の対応をお願いいたします。

ただ、学校への登校も大事だとは思いますが、目先にとらわれず、子供たちの将来を見据えた対応をお願いできればと思います。

続いて、ケータイやスマホの利用状況とそれに対する取り組みについて質問いたします。

携帯やスマホは大変に便利な道具であり、現在では通信やコミュニケーションツールとしてなくてはならないものの一つとなっております。しかしその一方で、LINEやSNSにかかわるトラブルは後を絶たず、中には生命やその人の生き方にかかわってしまうような事件に発展してしまうケースもよく聞かれます。これらは決して大人の世界だけのことではなく、発達途中段階である児童・生徒にとっては大人以上にリスクが高いことが指摘されております。また、児童・生徒の場合は、LINEやSNSによる悪口や仲間外れなどからいじめ問題に発展するケースが後を絶たないと聞いています。

そこで、高浜市では、市内小・中学校における児童・生徒の携帯やスマホの所持数や利用状況を把握しているのでしょうか。教えてください。

○議長（杉浦敏和） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） 3年に1度、市内小学校4年生以上、全中学生を対象に携帯電話・スマートフォン調査を行っております。直近ですと、平成26年11月に実施しておりますので、その時の調査結果をもとにお答えしますと、携帯電話やスマートフォンを所持している小学生は37%、中学生は51%でした。インターネットでの通信可能なゲーム機や音楽機器の所持になると小・中学生ともに74%、携帯・スマートフォンまたはネット通信可能な機器のどちらかの所持に広がりますと、85%にまで高まっております。

使用状況に関しましては、「平日であるにもかかわらず3時間以上使う」と答えたのは、小学生で25%、中学生は42%でした。「休日の3時間以上の利用」となると、小学生は31%、中学生は58%にまで高まります。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。なかなか高い数字というのがこの現代をあらわしているのかなと思います。

それでは、実際にトラブルやいじめ、犯罪に巻き込まれる等の事例はあったのでしょうか。また、把握した場合にはどのような対応をしているのでしょうか。教えてください。

○議長（杉浦敏和） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） 平成27年度中に市内小・中学校から報告されました携帯電話やスマートフォンに関する問題行動の報告件数は4件でありました。

例えば、中学生ではSNS上でクラスの子の悪口を書き込んだり勝手に画像を載せたりする事案、小学生ではネット通信機能のあるゲーム機上でクラスの子の悪口を書き込む事案などがありました。

トラブルを把握した場合の対応ですが、かかわった児童・生徒全てから聞き取りを行って内容を細かく確認した上で、児童・生徒はもとより保護者を交えた指導を行い、本人や保護者による了解のもとで、データの完全消去、今後の家庭における指導の依頼をしております。

しかし、これらのトラブルは全て学校外でのネット上のやり取りで起きており、未然防止の観点から言えば、学校だけでの指導では限界があると感じている現状もあります。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。学校だけでの指導に限界を感じるということでしたが、それらを安全に活用するために、LINE、スマホの規制を含めてどのような対策をしているのか、また、今後の取り組みについて具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岡本竜生） まず、児童・生徒を対象とした取り組みとしまして、携帯・スマートフォン安全教室を市内全ての学校で実施しております。実施対象学年は、それぞれの学校が実情に合わせて決定しております。学校によっては、学校公開日に合わせ、保護者の参観を促しているところもあります。

また、日ごろの授業でも情報モラル教育を行っております。個人情報を用意に教えないこと、SNSの正しい利用法、ネット上でのいじめや顔の見えない相手との関わりから起きる危険性まで、幅広く教えております。

次に、保護者対象の取り組みについてお答えいたします。

毎年長期休業前に、教育委員会と高浜市小中学校PTA連絡協議会との連名で、「児童生徒間の携帯・スマホ等の午後9時以降の使用自粛の協力について」という依頼文書を全世帯に配布し、家庭における指導・支援の協力依頼をしております。

平成27年12月20日、中央公民館にて講師をお招きし、携帯・スマホによるトラブルの現状、安全な使用の仕方などを学ぶ機会を設けました。現代におけるネット社会の危険について学ぶ大変にインパクトのある内容であり、参加者からは、改めてネット社会の恐ろしさ、家庭での指導の大切さを再認識する機会となったという感想を多くいただきました。今年度から、両中学校の入学説明会の場で、来年度中学生になる6年生とその保護者を対象に、同じ講師による講演会を実施する予定であります。

以上です。

○議長（杉浦敏和） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） わかりました。冒頭にも話しましたが、これらのツールはなくてはならないものとなっています。今後も引き続き、家庭との連携をとりながら、情報の発信とネット教育をお願いいたします。

次に、コミュニティ・スクールの推進について質問をいたします。

近年、コミュニティ・スクールという言葉をよく耳にするようになりました。これは、学校・家庭・地域がお互いに協力して地域とともにある学校をつくっていくことを目指しているものと考えています。

そこで、高浜市においては、既に各学校と地域との連携もかなり進んでいるものとは思いますが、コミュニティ・スクールに関するこれまでの取り組みを教えてください。

○議長（杉浦敏和） 教育長。

○教育長（都築公人） 高浜市はこれまで全ての小・中学校において、PTA役員、おやじの会代表、公民館長、まちづくり協議会代表、近隣の園や学校の職員、学識経験者などで構成された学校評議員会なる組織をつくって、校長が作成した学校運営の基本方針や学校評価の説明、それらに関する意見交換、学校支援活動についての話し合いなどを行ってまいりました。

コミュニティ・スクールを地域とともにある学校づくりのためのツールと考えれば、高浜市においては、既に10年以上、これらの活動を行ってきたという状況にあります。また、平成27年度からは、学校評議員会を学校関係者評価委員会と改名し、年度の終わりに、1年間の学校運営に関する評価を行うことを明確に位置づけ、組織とその活動内容の見直しを図ってまいりました。

いずれにしましても、教職員の任用についての意見申し出を除いたコミュニティ・スクールの考えに基づいた活動は従来より行われており、これを高浜版コミュニティ・スクールと位置づけて、各学校とPTA、地域関係諸団体との良好な関係のもとにさまざまな活動を展開してまいりました。このことは、子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、地域社会総がかりで教育の実現を図っていく必要があるという考えと同じものであり、高浜市のこれまでの取り組みは、むしろ時代を先取りした取り組みであったとすることができます。

○議長（杉浦敏和） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） わかりました。

では、どのような面でその効果はあったのでしょうか。あわせて今後の方向性について教えてください。

○議長（杉浦敏和） 教育長。

○教育長（都築公人） 校長は、学校関係者評価委員会に学校の運営方針を示さなければなりません。運営方針を示すには、いわゆるPDCAサイクルで学校運営を考える必要があります。高浜版コミュニティ・スクールの基盤である学校関係者評価委員会は、まさにこの中心的な役割を

担っています。このように、各学校が計画性を持った学校運営ができていることが一つ目の成果と考えています。

また、学校をともに運営するPTAや地域各種団体と緊密につながり、学校を中心とした地域みんなで児童・生徒のために各種行事を行うことができていることも大きな成果であります。

この構図は、高浜市が目指しております将来都市像「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ大家族たかはま」を具現化した一つの姿であると言えると考えております。

一方、これまで既に何年も活動を行ってきたために、行事や取り組みにおける問題点を洗い出して見直しを図っていくべき部分もあります。既に役割を終えたもの、規模やかかる時間や労力から再考が必要なものなど、やはりスクラップアンドビルドの観点から、常に更新をしていかなければなりません。各活動の意義や価値を見直しながら、学校と関係諸団体が協力して、引き続き、子供たちの健全育成を図っていく必要があると考えております。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。

学校の運営方針を示すとのことでしたが、PDCAサイクルで評価を振り返りつつ、答弁にもありましたが、役割を終えたものは、過去の慣習にとらわれず更新していただき、本当に子供たちのためになるコミュニティ・スクールを引き続き推進していただければと思います。

続きまして、業務改善推進事業について、1、ハイブリッド活動の進捗状況について質問させていただきます。

今回の市役所本庁舎整備に伴い、現在の庁舎がよりコンパクトに整備されることから、行政が保有する文書の削減に取り組んでいるハイブリッド活動とは何か、そして取り組むことが必要となった経緯をお聞きいたします。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、ハイブリッド活動とはということではありますが、2S活動と、もう一つは標準化・改善活動となります。

2S活動では整理・整頓を行い、標準化・改善活動では、仕事を効率的に行うための仕組みを決め、無駄な作業、無駄なものをなくし、その状態を維持・向上させていく活動です。

次に、取り組みの経緯ですが、本市では、行政サービスをより効率的・効果的に行えるようトヨタ生産方式いわゆるTPS手法を取り入れ、事務改善に努めてまいりました。このTPS手法による事務改善で、職員のための2Sや動線の無駄を排除したレイアウトの変更、また、事務の多能工化を図ってまいりました。しかしながら、全職員の意識が同じ方向に向かっていなかったことなどから、活動の継承や人材育成の目的が衰退してしまったという経験をいたしております。

そこで、平成26年度は、今後の行政事務のあり方を含め、民間企業のノウハウを習得するため、

上半期の半年間、職員を豊田自動織機に派遣し、研修を重ねてきました。下半期では、研修で得たノウハウを実践する場として、1階の市民総合窓口センターをモデル部門として活動を実施し、市役所で展開できる手法の検証を行ってまいりました。

平成27年度では、市役所本庁舎の整備に伴い、2S活動を全庁的に展開することとして、全職員によるハイブリッド活動のキックオフ式、標準化等の実践による研修を実施し、職員への意識づけを含め、ハイブリッド活動に取り組んでまいりました。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。業務を行う中で標準化するということは大切なことだと思います。

では、このハイブリッド活動を行うことで、こういった付加価値を求め、何を目指しているのかを教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（中川幸紀） まず、本市の現状を御説明いたしますと、人に仕事がついていることも多く、情報の共有ができていない、人事異動の際にノウハウが十分に引き継がれていない、書類やデータの保管方法にルールがなく保管されているといった状況です。

こうした現状に対しましてハイブリッド活動を行い、情報の共有が進んでいけば、人がかわっても仕事やサービスの質を落とさずに、業務を引き継ぐことができること、業務上の書類やデータが決められた場所に保管されていることで、探すという無駄な時間が短縮できる環境が整い、職員の負担が軽減され、生み出した時間をさらなる市民サービスの向上へつなげていくことを目指しています。

ハイブリッド活動では、こうした状態に近づけること、また、維持し続けることを目指してまいります。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。こうした活動は、最初は時間がかかるかもしれませんが、市民への行政サービスの向上、一方で、職員の業務環境が改善されるということで、職員が同じ認識のもと、しっかりと維持していただきたいと思います。

それでは、ハイブリッド活動の具体的な内容について教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（中川幸紀） ハイブリッド活動のうち、2S活動では不要なモノの廃棄を整理活動と位置づけ、庁舎移転に伴い紙文書を中心に徹底的な廃棄を行い、整頓活動では文書の保管の仕方を定めるマニュアルの整備、保存年限の見直しなど、効率的な文書の保管、環境づくりを推進しております。

標準化活動では、豊田自動織機の手法を取り入れた研修を、年間を通して行っており、ルーチ

ンワークでの仕事のやり方の統一を図り、全庁で標準化の実現を目指しております。そして、誰でもある程度同じレベルで業務が行うことができる仕組みとしての標準化活動を行った上で、市民サービスを向上させ、より効率的に仕事が行えるよう、小さな改善を積み重ねるといった改善活動を実施してまいります。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。大変な作業を伴うこととは思われますが、先ほどの答弁にありましたようにTPS手法による事務改善での反省点から、こうした取り組みは一職員だけではなく、組織ぐるみで取り組むことで、活動が継続され则认为ますが、ハイブリッド活動のチェック、組織体制はどのように考えているのか教えてください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 活動を確実に展開し、根づかせるためには、体制を整え、役割を明確にする必要があります。

そこで、副市長を指導者、総務部長を活動のプロジェクトリーダー、部長は各部の責任者、グループリーダーは各グループの推進者としています。各グループには、標準化活動を率先して推進する情報化推進員、2S活動を中心となって実施していく文書取扱主任に役割を分担することにより役割と責任を明確にし、全職員が活動に関与する体制を整え、あわせまして毎月1回の部長グループリーダー会では、進捗状況や軌道修正等を行うため、各部長から各部の活動報告を行い、全庁で情報共有ができる体制としております。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。役割と責任が明確な体制を整備され取り組んでいると理解します。

それでは、ハイブリッド活動は、2つの活動を合わせたものという説明がありましたが、2S活動についてまずお聞きします。

2S活動については、職員一人一人の意識がなければ、なかなか整理・整頓は進まないと考えられますが、2S活動への取り組み内容について教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（中川幸紀） いくらよい手法を考えても、職員が動かなければ意味がありません。2Sの状態を維持していくためには、してもしなくてもどちらでもよいという考えから、全ての職員がしなければならないことと、意識を変えていく必要があります。新庁舎では、保管場所が大幅に削減されますので、文書量を削減しなければならないことは緊急の課題であります。

そこで、現状では庁舎移転までに文書量を5分の1に削減することを目標に取り組んでいるところでございます。

活動の主な内容でございますが、廃棄を促進するための保存年限などのルール・規則等の再整

備を行うこと、電子データなどの整理整頓、紙文書の電子化・PDF化を進めることにより、文書量の徹底的な廃棄につなげてまいります。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。5分の1にするということはかなりのハードルの高さがあると思いますが、庁舎移転までに目標達成できるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、整頓活動についてお聞きします。

文書量が削減されますと次に問題になるのが、削減後の文書と今後発生する文書の取り扱いについて、せっかく文書量を減らしたのに、毎年の業務から発生する書類により、また文書量がふえてしまえば、一過性の活動で終わり、本来の目的は達成されません。限られたスペースの中で文書量を維持していくために、どのように考えているか教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（中川幸紀） 保管スペースに限りがある中では、一旦削減され、書類の保管ができたとしても、ルールが守られなければ日々の業務により発生する書類であふれ返ってしまいます。そこで、昨年度、保存年限の見直しや文書作成に対するルールづけなど、規則の再整備を行い、現在、各グループで保存年限の見直しを進めているところであります。

基本的な考え方として、庁舎移転までは既に保管されている文書の保存年限の見直し、図面を含めた紙文書のPDF化、個人やグループで重複して保管している文書の廃棄をすることで紙文書の保管量を削減し、今後発生、作成する文書については、全てを保管するのではなく、保管する文書を明確にし、条件を満たさない文書の保管を原則禁止としてまいります。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。

紙媒体での保管にも限界があると思いますが、文書の保管についてはどのような検討が進められているかお聞きいたします。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（中川幸紀） 保存されている文書の中には、紙文書と電子文書が重複して保管されている現状があります。現在、職員には1人に1台パソコンが貸与され、業務のほとんどの場面で使用されています。

今後も、紙文書を減らせるように文書の保管方法について細かなルールを整備する中で、紙での保管と電子データで保管可能な文書のすみ分けを行い、重複した文書を削減するようマニュアルの整備を進めているところあります。

契約書などの書類を除き、基本的にはデータで管理ができる文書は紙では残さないという考え方で、それを実現するための取り組みとして、標準化活動によるデータ管理の標準化を現在も行ってまいります。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。文書の電子化ということで、今後の行政事務のあり方として、近年タブレット端末が普及してきております。例えば、このタブレット端末を活用して会議等を行えば、紙媒体での資料は削減できると思います。

現在、議会におきましても、電子化による紙資源の削減だけでなく、大量の資料が手軽に持ち運びでき、それを生かして議員活動につなげることを目的として、タブレット端末を利用した会議、そして、定例会での導入を目指して検討しておりますが、こうしたペーパーレス会議の考えについて、どのように考えているのかお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 文書量を削減するためには、こうしたツールを活用することも考えられます。しかし、導入するための費用も生じますので、今後の財政状況を考慮する中で検討してまいりたいと考えております。

会議資料などは膨大な量になっていることから、資料を共有できる場合は、担当する職員が個々に保有することの重複を避ける意味でも、共有の棚で管理するなど可能な限り紙媒体で保管することは避けてまいります。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかりました。当然、機器を導入するためには多額な費用が発生するとは思いますが、今後の行政事務の仕方を考えれば十分にペイできるのではないかと思います。また、引き続き議会としましては、タブレット端末の導入、資料のPDF化、ペーパーレス会議の実施を検討していきたいと思っております。

いよいよ、平成29年1月から新庁舎での業務が開始されます。現在取り組んでいるハイブリッド活動を窓口業務などのサービスにどのように生かしていけるのかをお聞きいたします。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（中川幸紀） ハイブリッド活動は、現在グループ単位で活動していますが、今後はグループの枠を超え、類似した業務を集約・効率化する活動も想定しております。

例えば、市民総合窓口センターでは、新庁舎での業務開始に向け、各種手続や証明書の発行を集約した総合窓口の設置を検討しており、これにより、市民が目的の窓口を探す無駄を省き、また、申請書などを集約することによる効率化、さらにマイナンバー制度の普及にあわせて電子申請化を進めることによるペーパーレス化なども検討しているところであります。

この取り組みは、現在実施しているハイブリッド活動をベースとした発展形となるものと考えております。

いずれにしましても、各グループがハイブリッド活動を確実に進めることにより、展開の幅が広がるものと考えております。

○議長（杉浦敏和） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） わかりました。

ペーパーレス化は、今後の行政事務の効率化を図る上でも大きな効果があり、文書量の削減につながりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ハイブリッド活動には、標準化・改善活動があると答弁がありましたが、標準化・改善とはどういった内容なのか教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（中川幸紀） 標準化とは、仕組みを決め、統一したやり方で仕事を行うことで、改善とは、仕事をよりよい状態にするという内容であります。先ほど答弁がありましたが、過去に行われた改善活動が衰退した理由の一つは、標準化ができておらず、仕事のやり方も統一されていない中で、新たな取り組みが行われたためだと考えております。

過去の反省も踏まえまして、本活動では標準化を十分に行い、仕事のやり方をある程度統一し、環境が整い次第、改善活動を行ってまいります。

○議長（杉浦敏和） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） わかりました。

それでは、標準化活動の具体的な内容について教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（中川幸紀） 市役所の業務の大半はデータで管理されています。そして、定期的な人事異動が行われます。しかし、個人やグループによって管理の方法がばらばらとなっているのが現状でした。

そこで、全庁で統一した手法により、担当者が不在でも対応できるデータ管理、ノウハウの継承ができるデータ管理、探す時間、作成する時間の短縮を図れるデータ管理を目指して標準化を実施してまいります。

具体的な実施内容としては、いわゆる標準化3点セットという手法を業務担当者みずからが実践し、同じデータを他の担当者と共有してまいります。

標準化では、業務管理表という統一されたフォーマットにより各業務の棚卸しを行い、2点目で棚卸しされた業務データの保管場所を明確にするためのファイリングを行います。3点目で業務をフロー図化することで、仕事の大きな流れを把握できるようにするというものになります。

○議長（杉浦敏和） 1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

この活動により仕組みができたとしても、それをきちんとチェックし、見直し、改善するといったサイクルを継続して回していくことが重要だと思います。また、ハイブリッド活動を通し、職員の負担を軽減し、さらなる住民サービスにつなげてもらえればと思います。

行政サービスも多様化している今日、今回の庁舎移転は大きな転換点です。市民ニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、ICT化という時代に対応するハイブリッド活動にしっかりと取り組んでいただくのを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） 暫時休憩いたします。再開は10時50分。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、杉浦辰夫議員、一つ、防災行政について。一つ、地域共生型福祉施設「あっぼ」について。以上、2問についての質問を許します。

9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しました1、防災行政についてと2、地域共生型福祉施設「あっぼ」についてですが、順番が逆になりますが、2、地域共生型福祉施設「あっぼ」についてを先に質問させていただきます。

今月1日に、高浜市社会福祉協議会が設置・運営する地域共生型福祉施設「あっぼ」がオープンしました。最初の構想から実に5年といった長い年月がかかった完成は、社会福祉協議会の職員、そして地域の皆さんにとっても感きわまりない思いで、地域の皆さんの協働による成果であると思います。

この施設の発想のヒントは、全国的にも有名な富山型デイサービスにあると伺っております。富山型デイサービスとは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる場所で、家庭的な雰囲気の中、利用者が自然に過ごせることや、個々の状態に合わせたきめ細かい介護が受けられること、利用者を限定せず、お年寄りが小さな子供を見守ったり、障がいのある方がスタッフのお手伝いをするなど、当たり前の生活がそこにはあります。地域の当たり前の姿を応援する施設が高浜市にあれば、こうした思いが形になったのが、この地域共生型福祉施設「あっぼ」であります。

施設の構想に当たっては、まちづくり協議会や町内会など地域の皆さん、そして市がともに高浜市の将来を見据えながら検討を重ね、今後、増加する認知症高齢者の住まいを確保するための認知症高齢者グループホームを核として、子育て支援センター、多目的広場など、住みなれた地域の中でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、誰もが気軽に立ち寄れる場所を取り入れたと伺っております。

先日、私も竣工式に出席し、施設を拝見させていただきました。内装、外装とも木をふんだんに活用し、ぬくもりや温かさを感じさせる、どこか懐かしい雰囲気のある建物でありました。また、利用者の視点に立った工夫が至る所に施され、誰もが利用しやすい仕様になっていました。

地域に開かれた施設になっていただくことを期待しております。

こうした多機能型の施設は、近隣市でもほとんど例がないと伺っております。福祉施策が、地域での福祉から地域と共に歩む福祉へと転換する中で、今後はこうした地域と共生する施設が主流になってくるのではないかと考えているところであります。

それでは、まず初めに、地域共生型福祉施設「あっぼ」の施設概要について、お聞きします。

○議長（杉浦敏和） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 先日の5月21日、22日に開催されました「あっぼ」の内覧会には、400名を超える方がお越しになり、地域の皆さん、そして市民の皆さんのこの施設に対する関心の高さ、期待の大きさを感じております。

この「あっぼ」は、大きく分けて4つのスペース、具体的には、認知症高齢者グループホーム、地域交流スペース、地域福祉スペース、子育て支援スペースに分かれており、認知症高齢者に加え子供や地域の皆さんが横断的に利用できる構造となっております。

施設の中核となる認知症高齢者グループホームのほか、多目的広場、足湯、囲炉裏、ふれあいサロン、子育て支援センターなど、さまざまな機能を持つ施設となっております。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 今後、この4つのスペースでさまざまな事業が実施されると思いますが、どのような事業が実施されるのか、市とのかかわりについてもお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 認知症高齢者グループホームについては、介護保険制度の地域密着型サービスで、市内では「あ・うん」「ひだまりの家」に続く3カ所目になります。

グループホームは、市が指定及び指導・監督の権限を持つことになるため、サービスの質の確保・向上については、市が直接、適正なサービス提供がされるようにチェックをしていくこととなります。ちなみに、8月8日（訂正後述あり）現在の入居者数は、予定者を含めて14名と伺っております。

地域交流スペースには、多目的広場、テラス、足湯、囲炉裏があり、利用者が気軽に交流できる居場所となっております。

地域福祉スペースでは、予防給付の一部を地域の実情に応じた多様なサービスへと転換する新しい総合事業の通所型サービスを、小池町にある事業所に続く市内2カ所目の事業所としてスタートするほか、総合事業を実施しない日には、宅老所と同じ機能を持つ「ふれあいサロンあっぼ」を実施し、介護予防を担っていきます。また、毎週日曜日、認知症の方やその家族、在宅介護をしている方などを対象に、認知症カフェを開催し、気軽に話せる場が提供されます。月1回は、市の保健師や地域包括支援センターの職員が参加し、専門的な視点からアドバイスなどを行っていきます。

2階にあります子育てスペースでは、子育て支援センター事業が実施されます。地域の皆さんと顔なじみの関係をつくとともに、隣接する高浜南部保育園と連携した子育て支援が行われます。

すみません。先ほど、私、8月8日と現在の入居者数を申し上げましたが、6月8日の間違いですので訂正をさせていただきます。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らし続けるため、市と密接な関係を持ちながら必要なサービスを展開されることがよくわかりました。

それでは次に、地域との交流といった点で特徴的な活用方法などがあれば、お聞きします。

○議長（杉浦敏和） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 地域交流スペースにあります多目的広場は、地域の皆さんが町内会の会合やイベントなどで利用できるコミュニティスペース機能も兼ねていますので、積極的に活用していただきたいというふうに思っております。

また、毎週日曜日には、高浜南部まちづくり協議会により「青空市」が開催され、地域の皆さんによる買い物支援や見守り支援が行われます。

さらに、地域福祉スペースでは、料理好きな皆さんが調理を担当して「食」を提供する「ワンデイシェフ」といった新たな仕組みを取り入れ、地域にお住まいの方々も気軽に利用することができるカフェレストランをオープンし、「食」をキーワードに地域交流が図られます。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。地域交流が盛んになることを期待いたしております。

次に移ります。

今後、高齢化と人口減少が進む中、継続的に良質な福祉サービスを提供し続けるには、人材の確保は重要な課題であり、国も人材確保に向けた数々の対策を打ち出しています。

「あっぼ」の運営をスタートするに当たっても人材確保はひとつの大きな課題であり、その確保に当たっては相当な御苦労があったと思われま。

そこで質問ですが、どのように人材確保したのか、お聞きいたします。

○議長（杉浦敏和） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 人材確保につきましては、機関紙である「ふくし」及びホームページへの掲載、ハローワークへの登録に加え、管理者みずからが人材確保のため行動されたというふうにお聞きいたしております。

その一方で、高齢者、障がい者、子供といった分野別の施設ではなく共生型の施設であったが

ゆえに、興味が湧き、応募したという方も中にはいたそうで、今後の人材確保のヒントが得られたというふうに感じているところであります。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

「あっぱ」は、高浜市にとって新しいスタイルの施設であり、これまでにない共生の空間が創出される施設であります。今後の事業運営や事業展開に当たっては、市と社会福祉協議会が協力しながら、地域交流の拠点として、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進していただきたいと思っております。

次に、「あっぱ」のような多機能型の施設ができたことで、市における今後の福祉サービスも変化していくと期待しております。昨年9月、厚生労働省に設置された新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームにより、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」が公表されました。

まずは、国が示す提供ビジョンについてお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 提供ビジョンは、全世代・全対象型の新しい地域包括支援体制の確立を目指し、生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立とともに、総合的な福祉人材の確保・育成について検討するといったことが盛り込まれたものであります。

その中で、福祉サービスの提供につきましては、専門性にとって高齢者介護、障がい者福祉、子育て支援等の支援を別々に提供する方法のほかに、複数分野の支援を総合的に提供できる仕組みを推進するとされておりまして、こうした取り組みを地域づくりの拠点としても機能させていくことが重要であるというふうにしております。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

地方創生でも、対象者を問わずに誰もが通い、福祉サービスを受け、あるいは居場所となる多世代交流・多機能型の福祉拠点、いわゆる「小さな拠点」の整備が始まっています。

今後の市の福祉サービスのあり方について、どのように考えているのか、お聞きします。

○議長（杉浦敏和） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 本市では、平成26年度に「福祉まるごと相談グループ」を設置し、分野を問わずワンストップで包括的な相談支援ができる体制を整備しております。また、昨年度は、市内NPO法人が地方創生の交付金を活用し、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気楽に集うことができる地域交流、地域支え合いの拠点を創出しました。

このように、本市の福祉サービスについては、既に国が示す包括的かつ総合的な福祉サービスを先取りした状況にあると考えております。

今後も引き続き、多世代・多機能をキーワードに、高齢、障がい、子供といった制度の垣根を越えた包括的かつ総合的な福祉サービスの提供に向け、地域資源や地域力を活用していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

現在、介護保険制度を初めとした福祉施策では、地域づくりの重要性が求められております。これからの福祉サービスの提供は、福祉からの視点ではなく、地域からの視点や発想が重要となります。地域住民を含む多様な主体の参加に基づく支え合いを醸成しながら、高齢者、障がい者、子供など分け隔てなくサービス提供できるよう、福祉サービスを構築していただきたいと思っております。

次に、1、防災行政について、（1）高浜市建築物耐震改修促進計画及び（2）高浜市地震防災マップについて、それぞれ質問させていただきます。

皆様御案内のとおり、ことし4月に発生した熊本地震では、4月14日の前震、16日の本震と、2度にわたる震度7の地震が発生し、加えてその後の震度6クラスの余震にも何度も見舞われ、多くの建物が倒壊し、倒壊した住宅の下敷きや土砂崩れに巻き込まれるなど、49名の方が犠牲となりました。熊本地震でお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈りいたします。また、被災された方々にお見舞い申し上げます。

5月6日の消防庁の発表によると、住宅の全壊が2,487棟、半壊が3,483棟、一部破損が2万2,855棟のほか、被害分類が未確定の住宅被害も3万1,275棟あり、加えて公共建築物の被害も232棟確認されております。

過去の地震を見ても、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成16年10月に発生した新潟県中越地震など、いわゆる直下型地震と言われる地震が発生した場合の建物被害は特に甚大であります。

この地域においても、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や、発生する確率は低いと言われていますが、高浜市内を通過している猿投・高浜断層による地震に備えるためにも建物の耐震化を進めていくことは重要であると思っております。

高浜市においては、本年3月に高浜市建築物耐震改修促進計画の見直しを行い、改訂版を策定されました。本日は、この計画の内容を中心にお聞きします。

最初に、高浜市では、無料耐震診断の実施、耐震改修や耐震シェルター等に対する補助を実施されてはいますが、これまでの実績についてお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 最初に、無料耐震診断の実施状況でございますが、本事業は、特に倒壊の危険が高いと言われております昭和56年以前の木造住宅、いわゆる旧耐震基準の木造住宅

を対象に平成14年度より実施しており、本年3月末現在で941件の無料耐震診断を実施しております。

次に、耐震改修費に対する補助件数でございますが、本事業は、無料耐震診断で「倒壊する危険性が高い」または「倒壊する危険性がある」と判定された場合、一定数値以上の耐震基準にするための補強工事を実施する場合に補助金を交付するもので、平成15年度より実施しており、本年3月末現在の補助件数は89件となっております。

次に、耐震シェルター等の設置費に対する補助でございますが、この事業は費用面等の理由から、建物全体の改修が難しい場合など、室内に1室は安全なスペースを確保していただきたいとの思いから、平成21年度より高浜市独自の取り組みとして開始したもので、本年3月末現在の実績は1件となっております。

また、補助金の額につきましても、高齢者世帯や障がい者世帯など所得制限はございますが、耐震改修の場合は、設計費込みで一般世帯が上限90万円であるのに対し165万円まで、耐震シェルター等の場合は、一般世帯の上限が15万円であるのに対し30万円まで、高浜市独自に上乘せをして補助しているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

今まで、この耐震診断、耐震改修については何度か質問させていただきました。平成27年度は耐震診断件数が30件と、この4年間で件数が一番多いと報告され、次年度へ繰り越しがあったと聞いております。

それでは次に、耐震改修促進計画の第1章「はじめに」に掲載されております「高浜市において想定される地震の規模及び被害の想定」について伺います。

これは、昨年、市民に配布されました「高浜市地震防災マップ」の中の「理論上最大モデル」に基づく被害想定が掲載されていると思います。防災マップでは、これに加え「過去地震最大モデル」に基づく被害想定も掲載されており、愛知県では、理論上最大モデルではなく過去地震最大モデルに基づく被害想定を、地震・津波対策を進める上で軸となる想定と位置づけています。高浜市においても、市民への防災マップ等の説明会では、愛知県と同様に過去地震最大モデルを中心に説明されていると思います。

今回改訂されました耐震改修促進計画において、過去地震最大モデルではなく、あえて理論上最大モデルを掲載した理由についてお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 耐震改修促進計画は、建物の耐震化を目的とした計画であり、直下地震の原因となり得る猿投・高浜断層も通ってございましたことから、建物被害を中心に想定外の

事態も起こり得るとの考えから、本計画につきましては最も被害想定の大い「理論上最大モデル」を掲載したものでございます。

しかしながら、市民の皆様へ過度な不安を与えないよう、防災マップの説明会や防災講話等におきまして、耐震診断・耐震改修の取り組みや本計画につきましても、しっかりと説明をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

「想定外の事態も起こり得る」は、わかりますが、過去地震と理論上では被害の予測において、揺れが500棟に対し3,000棟、また地震火災においては、500棟に対し2,200棟と大きな違いがあるが、市として理論上最大モデルで耐震改修促進計画を位置づける上では、より対策が必要であると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、計画の第2章に掲載されております「住宅の耐震化」について伺います。

計画の中では、平成25年住宅・土地統計調査からの推計に基づき、戸建木造・戸建非木造を含めた戸数は1万7,680戸で、うち旧耐震基準の住宅は2,390戸となっております。耐震化率は86%でした。

旧耐震基準の木造住宅の所有者に対し、ダイレクトメールを送付し、耐震化を促進していると聞いていますが、送付に当たり、所有者をどのように抽出し、どのようなものを送付されているのか伺います。また、一部の市民から「ダイレクトメールが届いていない」との声をお聞きしたこともあります。そのあたりの対応についてもあわせてお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） ダイレクトメールでございますが、対象となる住宅の抽出につきましては、本市が所有しております家屋データより建築年、所有者等を抽出し、対象となる住宅を把握しております。

また、ダイレクトメールを送付する際には、制度の御案内と申込書に加えまして、アンケートもあわせて送付し、例えば耐震診断や耐震改修を実施しない理由等についても御記入いただき、現状把握に努めておるところでございます。

なお、従来はダイレクトメールを送付する際には、既に耐震診断を受診された住宅は除いておりましたが、愛知県から通知がありまして、耐震診断ソフトのプログラムが一部変更となったことに伴い、平成25年度以前に耐震診断を受診された住宅につきましては2回目の受診が可能となったことから、本年度は受診済みの住宅も含めダイレクトメールを送付してまいりたいと考えております。

また、一部の市民から「ダイレクトメールが届いていない」との声があるようですが、ダイレ

クトメールを発送しますと、過去には宛て先不明などで数十件単位で返送されてしまう状況もございました。また、平成27年度におきましては、システム更新等の影響でダイレクトメールの発送が実施できていない状況でございました。今後は、ダイレクトメールを発送する際には、広報等を通じ市民の皆様にご周知を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、同じく計画の第2章に掲載されております「市有建築物の耐震化」について伺います。

計画では、平成27年11月30日現在の市有建築物は99棟あり、うち耐震性のある建築物は79棟で、耐震化率は80%となっています。

うち、避難所指定の建築物は15棟あり、耐震化率は100%となっていますが、今回の熊本地震でも、避難所の非構造部材の落下のおそれなどから、使用していた避難所が使用禁止となり、別の避難所に移動するといった事態が生じています。

東日本大震災を踏まえ、避難所として重要な役割を担う学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックが公表され、高浜市においても体育館の天井や照明等の改修工事やガラスの飛散防止等を進めているとお聞きしています。

学校施設における非構造部材の耐震化のこれまでの取り組み状況、今後の予定等についてお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 小・中学校体育館のつり天井等非構造部材の落下防止対策につきましてお答えいたします。

小・中学校体育館のつり天井等非構造部材の落下防止対策につきましては、平成25年8月に発出された文部科学省通知「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」におきまして、平成27年度までの速やかな完了を目指して取り組むべき対象範囲が示されました。

この通知におきまして、建築基準法施行令に規定される「特定天井」、この特定天井といいますが、高さが6メートルを超えまして、かつ、面積が200平方メートルを超える天井とされておりまして、この特定天井に加えまして、さらに厳しい基準を設け、高さが6メートルを超えるか、もしくは面積が200平方メートルを超える場合は、落下防止対策に取り組むよう対象範囲が示されております。

本市におきましては、この通知等に基づきまして、平成26年度に市内全小・中学校体育館の非構造部材診断を実施し、昨年度、吉浜小学校、高取小学校の2校で非構造部材の落下防止対策工事を実施しております。今年度は高浜中学校及び港小学校、平成29年度は南中学校及び翼小学校の工事实施を予定しております。

なお、高浜小学校につきましては、近く建てかえが予定されているため、非構造部材の落下防止対策もその際にあわせて実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

先ほどの質問で、市有建築物の耐震化率は80%と申しましたが、中でも宅老所や老人憩の家など、市内に複数ある小規模な施設の耐震化が図られていないことが、全体の耐震化率を下げている理由の一つではないかと思えます。小規模な施設とはいえ、高齢者などが毎日利用される施設であります。公共施設あり方計画との関連もあると思えますが、災害に備え安全性を高めておくことは重要と考えます。

宅老所や老人憩の家の安全性の確保や耐震化について、現状と今後の予定についてお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 現在、市内にあります高齢者福祉施設の宅老所、老人憩の家は、その多くが昭和30年代から50年代にかけて建てられました。既に、建設から40年以上が経過した施設がほとんどで、耐震補強工事は未実施の状況にあります。

これらの施設は、杉浦議員も御存じのとおり、公共施設のあり方検討の中で、ほかの施設への複合化を図り、機能移転する方向であるため、今後も必要な修繕は実施していくものの、耐震工事を行い、長期にわたって使用していくことは考えておりません。できれば、ほかの施設を有効に使っていただくことも考えていただければと思っております。

複合化の流れの中で、まずは高浜小学校の建てかえにあわせて、校区内にあります老人憩の家の機能や、介護予防拠点施設であります「IT工房くりっく」、「ものづくり工房あかおにどん」の機能を移転していくことを予定しております。

ただし、施設の統廃合に当たりましては、利用者の皆さんの意向を踏まえ、十分に検討をしてみたいです。早急に廃止するようなことは考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

早急に廃止することはないはわかりますが、各宅老所、老人憩の家の利用者が複合化されるまでの間、利用するに当たり注意されるようお願いしたいと思います。

それでは次に、計画の第3章「耐震化促進の基本的な方策」に掲載されております「重点的に耐震化を進める地域の設定」について伺います。

計画では、旧耐震基準の木造住宅が密集している青木町、春日町、呉竹町、田戸町、屋敷町を重点地域と定めています。

しかしながら、防災マップを見ると、ほかの地域においても強い揺れや液状化の発生が危惧されているエリアがあります。

このような地域においても重点的に耐震化を進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 耐震改修促進計画では、旧耐震基準の木造住宅が密集するエリアのある町を中心に重点地区として定めております。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、ほかの地域におきましても液状化等により住宅被害の出る可能性があります。当然ながら、耐震化の促進につきましては計画にある重点地区に限らず、市域全体を対象に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、計画の第4章「住宅の耐震化促進」に掲載されております「地震に対する安全性の向上に関する普及啓発の推進」について伺います。

普及啓発推進のための活動の一つに、耐震診断ローラー作戦の実施とありますが、無料耐震診断の対象となる所有者に対して個別に訪問し、直接、耐震診断や耐震改修を啓発していくことは、耐震化を進める上でダイレクトメールを送る以上に効果が高いのではないかと思います。

ローラー作戦の取り組みについて、当局としてどのように考えてみえるか、お聞きします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） ローラー作戦につきましては、私も過去に知立市の牛田地区での活動に参加したことがございますが、やはり、直接所有者と顔を合わせて、耐震診断や耐震改修についての説明やPRをすることができ、文書を送るよりもより効果が高いのではないかと考えております。

また、この活動を推進していくためには、行政だけでなく町内会やまちづくり協議会、高浜市建築耐震研究会を初めとした地域や関係機関との連携も非常に重要であり、関係者が協力して取り組んでいくことが必要となります。

高浜南部まちづくり協議会では、本年度、住宅の耐震診断の促進事業を計画されています。今後、この事業の一環として、関係者が連携してローラー作戦が展開できるよう、今後検討を重ねてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） それでは次に、計画の内容からは少し外れますが、4月に発生した熊本地

震も直下型地震と呼ばれる地震であります、答弁の中にもありましたが、高浜市内にも猿投・高浜断層が通っています。

この断層による地震が発生した場合の高浜市内の予測震度について伺います。また、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震の発生確率は30年以内に70%程度と言われてはいますが、この断層による地震の発生確率についてもあわせてお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、予測震度とそれから発生確率という御質問をいただきました。

この猿投・高浜断層の予測震度については、平成19年11月に国の中央防災会議におきまして被害想定が示されております。本市におけます予測震度は、震度6弱から震度7というふうになっておまして、特に沿岸部、埋め立ての地域等で予測震度が高いという状況になっておるということでございます。

それから、もう一つの断層による地震の発生確率ということでございますが、これも平成16年10月の地震調査研究推進本部・地震調査委員会のデータによりますと、今後30年以内はほぼゼロ%、以後50年以内、100年以内、300年以内についても同様な数字となっておりますということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは次に、防災マップに掲載されている避難所について伺います。

マップでは、避難所の中に「リスク」の欄が設けてあり、港小学校区の避難所を中心に津波や液状化のマークが表記されています。これは、あらかじめ避難所のリスクを周知することで災害時に適切な避難行動ができるよう掲載していると思われそうですが、市民の認知度は低いと感じています。

東日本大震災でも、市町村が指定する避難所に避難したら津波に巻き込まれ、多くの方が命を落とされています。高浜市においても七十数分後には3メートルを超える津波が到達すると予測されています。リスクがある避難所の中には、基幹避難所となる港小学校も含まれており、平常時より市民に対して避難所のリスクや避難経路等について、周知や訓練等を実施していくことが重要ではないかと思えます。

そこで、避難所のリスクを踏まえた訓練の実施等、当局としての考えがあればお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 避難所のリスクにつきましては、例えば港小学校区にお住まいの方は、津波警報・大津波警報が発令された際は、港小学校ではなく高浜小学校に避難していただくよう周知を図っているところでございます。しかしながら、情報の周知不足や市民の皆さんの認知度も不十分であると感じております。

これらの状況を踏まえまして、本年9月4日に開催を予定しております高浜市総合防災訓練におきまして、碧海町、二池町、田戸町にお住まいの方につきましては、町内会拠点に避難した後、港小学校ではなく高浜小学校へ避難していただくための津波想定訓練の実施に向け、現在、町内会やまちづくり協議会の皆様と調整を進めているところでございます。各町内会拠点から高浜小学校に向かうまでの避難経路や避難時間の確認など、想定されている津波到達時間も考慮した実動訓練が実施できればと考えております。

このような訓練を継続して実施していく中で、地域の皆様の避難所リスクの認知度を上げ、有事の際には安全な避難行動ができるよう進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

それでは最後の質問となります。

現在、高浜市においては、耐震改修や耐震シェルター等に対し補助金を出してみえます。一定以下の所得の高齢者世帯や障がい者世帯に対しては独自の上乗せを行い、耐震化の促進に取り組んでいることも承知しています。

しかしながら、耐震改修促進計画にある平成32年度までに耐震化率95%を達成するには、従来の補助制度に加え、新たな補助制度の創出も必要ではないかと思えます。例えば、耐震診断を受けて倒壊する危険性が高いと診断された場合、耐震改修だけでなく建てかえの場合にも補助金を出すことで、旧耐震基準の住宅が減少し、耐震化率の向上にもつながるのではないかと思えます。

建てかえの場合に補助金を出すことについて、当局としてお考えがあればお聞きします。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、建てかえの場合の補助金という御質問をいただきました。

まず、こういった補助の関係の前に、少し県内の状況を申し上げたいと思えます。

建てかえに関して補助を交付しているという自治体でございますが、本年4月現在で54の自治体のうち碧南市1市という状況でございます。また、取り壊しに対する補助を実施している自治体は近隣市、刈谷市、西尾市、知立市を初め16の自治体になっております。ほかにも、本市と同様に耐震シェルター等に対する補助を実施している自治体もございます。

このように各自治体で耐震化の促進に向けてさまざまな補助制度を実施されている状況でございますが、議員のおっしゃるとおり、目標である平成32年度までに耐震化率95%を達成する、そこには、やはり新たな補助制度の創設について、さらなる検討を重ねていくことも必要であると考えております。

既に、建てかえや取り壊しに対する補助を実施している自治体に対して、実施による効果等を

確認しながら、調査・分析を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたしたいと思ひます。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

最近の大きな地震として、平成7年に阪神・淡路大震災、平成16年に新潟・中越地震、平成23年に東日本大震災、今年4月に熊本地震が発生し、この地域においては大きな地震が来ていません。

今後、高浜市地域防災計画・高浜市建築物耐震改修促進計画の目標達成に向けて、県や地域の関係団体等と連携した計画の適切な進行管理が重要となりますのでよろしくお願いいたしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時31分休憩

午後1時00分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、長谷川広昌議員。一つ、人事行政について。一つ、財政運営と公共施設について。以上、2問についての質問を許します。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました人事行政について及び財政運営と公共施設について、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず、人事行政について質問いたします。

さきの平成28年3月議会で、職員の退職管理に関する条例が制定されました。

これは、民間企業や団体等々の癒着や汚職を防ぎ、公務の公平性、透明性を確保すること、そして何よりも市民の皆さんに疑念を抱かせないためであると私は考えておりますが、この条例が制定された背景や意義等について、確認のため、改めてお聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 条例制定の背景といたしましては、地方公務員法の一部改正により、営利企業等への再就職者による現役職員への影響力の行使を防止するため、再就職者による現役職員への要求や依頼といった働きかけが規制されたほか、退職管理の適正を確保するために、市として所要の措置を講ずることとされたことによるものです。

意義といたしましては、再就職者による働きかけを規制することにより、職務の公正な執行や

公務に対する市民の信頼を損ねることがないようにすることにございます。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

市民の信頼を損ねることがないようにするとの答弁でした。

そこで質問でございますが、この平成28年4月に、これまで市の総務部長でみえた方が市の補助団体である商工会の事務局長のポストへ天下り、就職されましたが、このポストにこれまで市から行った方はみえるのか、教えてください。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 過去に現役職員が派遣という形で商工会の事務局長ポストについたことはありましたが、退職後に再就職という形でついたことはありませんでした。

なお、御質問の中で天下りとおっしゃられました。天下りとは職員であった者の再就職先として外郭団体、関連する民間企業や団体などに市が就職をあっせんすることであり、そのようなことはございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

これが天下りではないということにびっくりしておりますが、再就職は初めてということですが、商工会から市へ、事務局長ポストに誰かよい人はいないですかと打診等はあったのか、なかったのか、教えてください。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 商工会から市に対しての打診等は一切ございませんでした。

なお、仮に打診があったとしても、先ほども申しましたとおり、市があっせんすることはございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

商工会は、市から毎年約2,000万円補助金を受けている補助団体であります。ましてや、これから中央公民館が取り壊され、そのことに伴い市が商工会に補償費を支払う、加えて新たな商工会館を建設する際には補助金も支払うということが、今6月補正予算の中で計上されてもおります。

このような市と大変密接に関連する団体に、前総務部長、総務部長といえば中央公民館の取り壊し、財政、補助金等に一番権限があった方が、商工会の事務局長に就任したことを市はどう考えているのか、今後全く影響はないと言い切れるのか、教えてください。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 商工会に関することは都市政策部の所管事項であり、総務部の所管事項

ではありませんので、元総務部長が商工会の事務局長についたからといって、議員のおっしゃる商工会への補償費や建設補助金に対して影響力が行使されることは考えにくいと認識をしております。

また、今後の影響につきましても、働きかけが行われることのないように、再就職者には退職管理制度における働きかけ規制や、規制違反した場合の処罰について十分に周知をしております。

仮に現役職員が規制される働きかけを受けた場合には、その旨を公平委員会に届け出る義務があり、届け出を怠った場合には懲戒処分の対象となります。加えて、公平委員会は、現役職員から届け出を受けた場合は、任命権者に対し調査を要求し、調査の経過を監視することになりますので、退職管理制度をしっかりと運用することで、市民に疑念を持たれることのないようにしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

商工会の所管が都市政策部だから影響力が行使されることは考えにくいとおっしゃいましたが、中央公民館の取り壊しを主導してきたのが総務部長であり、その総務部長が、逆に今度は商工会の事務局長となり、中央公民館の取り壊しに対する物件移転補償、さらには商工会新築の際の建設補助金を市に要求する立場となるわけです。こういったことが天下りの最大の懸念である民間企業や団体との癒着や汚職につながっていき、公務の公正性、透明性を確保できなくなることが懸念されます。

結果、市民の皆さんに疑念を抱かせることになると思います。商工会を所管する部署が都市政策部だから大丈夫という認識で本当に一般市民の方は納得されると思いますでしょうか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） その辺につきましては先ほど申しましたように、退職管理制度におきましてしっかりとそういった働きかけがないようなことをしっかりと行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 先ほど長谷川議員の御質問の中に、補助金等に一番権限があった総務部長というような発言がございました。

当然、事務方の中では総務部長というのはトップなんです。これはやはり私も含めて市長をサポートするために仕事をしているという職制を考えれば、当然市長が仕事をやっているということになりますので、その職員が他の団体へ行ったからといって過去の自分の権限のところを行使できるというようなものではないというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

市長をサポートするということで、まず一番大切なのは、やっぱり私は市民の皆さんの声を聞くと、市民の目線の感覚、これが一番重要だと考えておりますので御理解ください。やはり、一般市民の方は常識的に考えて疑念を持つと思います。

それでは、例えば今の総務部長は3月までは現商工会事務局長の直属の部下だったわけですが、そういった職員に対し、ちらっとでも、補助金頼むわなどと言ったら処罰の対象となるのか、教えてください。

○議長（杉浦敏和） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） 仮定のお話に対する回答ということになってしまいますが、そもそもそういったことは常識的に考えても想定はしておりませんでした。

あえて、お答えさせていただきますが、グループリーダーが先ほども申し上げましたが、商工会の補助金は総務部の所管事項ではありませんので、処罰の対象にはならないというふうに考えます。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

法的には罰則の対象にならないとのことですが、公務の公正性、透明性を高め、ぜひ少しでも市民の皆さんの疑念を払拭できるようによろしく願いいたします。

次に、財政運営と公共施設について御質問させていただきます。

本年3月に高浜市長期財政計画が策定されました。この計画は、高浜市公共施設総合管理計画の財政的な裏づけとなる計画と位置づけ、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うことを目的とするものでございます。

そこで、改めて、この長期財政計画を策定するに至った経緯についてお伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これまで、本市では、総合計画の着実な推進を図る観点から、その財政的な裏づけとして、総合計画の基本計画期間に合わせる形で、直近では平成26年度からの4年間を計画期間とする財政計画を作成しておりました。

しかし、少子・高齢化の進展による社会保障費の増加など大変厳しい財政状況の中で、箱物施設やインフラ施設といった公共施設の老朽化対策が大きな行政課題として浮上し、長期的な視点に立って公共施設マネジメントに着手する必要性から、本年3月にはインフラ施設の長寿命化も視野に入れた高浜市公共施設総合管理計画を策定したところであります。

公共施設マネジメントは、持続可能な自立した基礎自治体を目指し、財政負担の軽減と平準化を大きな目的の一つとしており、公共施設総合管理計画と連動した長期財政計画を策定することは、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行う上で欠かせないことか

ら、従来の4年間の財政計画を包含する形で長期財政計画を策定したものであります。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

公共施設総合管理計画と連動させ、従来の財政計画を包含する形で今回の長期財政計画に一本化したとのございますが、改めて長期財政計画の概要をお聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 計画期間は、公共施設総合管理計画と同様に平成63年度までとし、改訂時期は、原則として総合計画の見直しに合わせて実施することとしております。なお、巻末の長期財政見直しにつきましては、時々々の国の制度変更や社会経済情勢の変化に応じるとともに、直近の当初予算額、決算額等の状況を反映させるため、毎年度、当初予算編成時に所要の見直しを図ってまいります。

また、内容につきましては、財政状況の推移として、歳入・歳出の決算状況、基金積み立て及び市債発行の考え方、投資的経費比率の推移、事業費の見直し、巻末資料には長期財政見直し等をお示ししております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

長期財政計画の策定の経緯と概要については再認識いたしました。

私は昨年6月の一般質問において、長期財政計画の実効性や精度を高めるため、長くて10年、先を予測することが大変困難なこの時代、5年でもよいのではないかと提案をいたしました。

そこで、この長期財政計画の実効性や精度を高めるための取り組みについてお聞かせ下さい。

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 実効性を高めるための方策ということでございますが、1つ目といたしましては、予算を編成するあるいは決算額が確定する都度、その状況を反映する、また、消費税率の変更など国の制度改正や経済情勢の変化など、将来の財政運営に影響を与える要素を織り込みながら、必要の都度見直しを図り実効性を高めてまいりたいというふうに考えております。

2つ目といたしましては、本市が取り組む公共施設マネジメントを推進していく中で、事業が具体化し実施設計額等が確定したものを、順次、洗いがえて計上していくなど、精度を高めてまいりたいと考えております。

なお、工事請負費等につきましては、時々々の経済情勢により見込みにくい面があること、及び金額が未定で推計が困難なものにつきましては、金額が確定次第、計上するものがあることを御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この長期財政計画を運用していく中で、実効性を意識し、PDCAを回しながら精度を高めていく必要があると考えております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

私が以前から提唱している実効性を高めP D C Aサイクルを着実に回し、精度の高い計画の策定をぜひよろしく願いいたします。

次に、長期財政計画の活用についてお聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 長期財政計画の活用ということでございますが、長期的な視野で歳入歳出をシミュレートして、財政上、どのような事態が起き得るのかを早い段階で把握し、今後の財政運営に役立てていきたいと考えております。

具体的には、先ほど申しましたとおり、予算を計上する、あるいは決算額が確定した段階で、長期財政計画をローリングし、財政調整基金の状況の確認やさまざまな財政シミュレーションを行うなど、活用を図ってまいります。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

次に、長期財政計画を確固たるものとし、持続可能な財政基盤を構築するためには、歳入、歳出の両面から事業を見直していくことが必要であり、また、長期財政計画の数値等を目標値と捉えるならば、その目標を達成するために戦略を立てていく必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 事業の見直しでは、昨年度、既存の行政サービスのあり方を検討し、かわら美術館を初めとする5事業の事業を見直すこととし、5年間で6億円程度の事業の見直しを目標額に定めたところであります。

今後の事業見直しの進め方としましては、事業の見直しには関係者との調整など時間を要するものも多いことから、来年度の予算編成だけを考えるのではなく、ヒアリングなどを通じて事業費の見直しや自主財源の確保など、中長期的なものも含めて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今年度では、歳入面から、自主財源の確保に向けた取り組みとして使用料、手数料の見直しを検討しております。使用料・手数料見直しに係る基本方針を定め、積算基準など一定のルールづくりを行い、受益と負担のあり方を見直す検討をしております。また、引き続き、市税等の徴収率向上に向けた取り組みや新たな工業用地の創出に向けた取り組みを進めてまいります。

一方、事業の見直しでは、昨年度実施した5事業の見直しについては、取り組みを着実に推進していくほか、当初予算編成に向けて事業の見直しを検討する時間を確保するため、各部門が抱える諸課題への対応や既存事業の見直しに向けたヒアリングを例年より早めて実施していければ

と考えているところでございます。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

歳入歳出両面での目標達成を期待しております。

また、以前に、もっと前倒して予算編成をしたらどうかと提案をしておりましたが、今年度からさらに早めて行うということでございますので、こちらもあわせて期待をしております。

次に、地方公会計の整備についてお伺いたします。

私は、公共施設マネジメントを初め、予算編成等の市全体のマネジメントにも活用していただきたいという思いから、平成26年6月定例会で、今後の地方公会計における固定資産台帳の整備と複式簿記の導入について、一般質問をさせていただきました。また、今6月定例会の補正予算には、統一的基準対応公会計システム導入支援業務委託料が計上されており、いよいよ新たな公会計システムの導入に向けた取り組みが始まると期待をしております。

そこで、今回はそもそものところも含めて質問をさせていただきます。

まず、現在の財務会計制度（現金主義）が採用されている理由についてお伺いたします。

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 現行の財務会計制度といいますのは、地方自治法に基づきまして、現金の移動のみを記録する現金主義・単式簿記を採用しております。税金を活動原資とする地方公共団体の活動というのは住民福祉の増進等を目的としておりまして、行政サービスを実施するに当たりましては、議会で承認された予算を前提としており、予算の適正かつ確実な執行に資する現金主義・単式簿記が採用されているところでございます。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

それでは、現在の財務会計制度（現金主義・単式簿記）の課題をどのように捉えているのか、お聞きします。

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 課題といたしまして、1つ目はストック、いわゆる資産・負債情報が把握できないということでありまして、現金のフローは厳格に記録されていますが、現金以外の資産や債務の把握ができないため、総合的な財務情報の説明がわかりやすくできないという点が挙げられます。

2つ目といたしましては、非現金情報、つまり固定資産の取得価額を耐用年数にわたって費用案分する減価償却費や退職費用等を見積もり計上する引当金など、現金支出を伴わないコストの把握ができず、経済的な事実の発生に基づいた正確な事業コストを把握できないという点が挙げられます。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

発生主義・複式簿記による新地方公会計制度を採用する重要性をどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 重要性ということですが、先ほどと少しかぶりますが、発生主義を採用することで、現金主義では見えにくいコスト情報の把握が可能となります。複式簿記を採用することで、単式簿記では見えにくい資産・負債といったストック情報の把握が可能となります。

このように、発生主義・複式簿記による財務書類を作成することで、コスト情報、ストック情報が見える化され、市民に対する説明や行政内部のマネジメント機能の向上に活用することが可能になると考えております。特に、今、総務省の通知等で書かれておりますが、人口減少、少子・高齢化が進展していく中、財務マネジメント強化のため、財務書類等を公共施設マネジメント等にも活用し、限られた財源を賢く使うという取り組みを進めることは重要であると考えております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

新地方公会計を導入する重要性は改めて理解できました。

これまでの本市における地方公会計の取り組みについてお聞きかせください。

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 本市における地方公会計の整備につきましては、平成18年に総務省から財務諸表の作成モデルが示され、1つは基準モデル、もう一つが総務省改訂モデルでございまして、本市は、より民間の財務諸表に近い基準モデルを採用し、平成21年度から、毎年、貸借対照表、行政コスト計算書を含めたいわゆる財務4表を作成し、市の公式ホームページや広報紙に掲載しているところでございます。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

本市としては、基準モデルで地方公会計を運用しておりますが、なぜ、今、総務省から統一的な基準による地方公会計の整備を平成29年度までに全ての地方公共団体において実施するという方針が示されたのか、その背景についてお聞かせください

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 全国の自治体におきましては、財務書類の作成方式が基準モデル、総務省改訂モデルと複数存在し、比較可能性の確保に課題があること、また、多くの自治体におきま

して簡便な作成方式である総務省改訂モデルが採用され、本格的な複式簿記の導入が進んでおらず、公共施設等のマネジメントにも十分活用ができないといった課題がございます。

こうした課題に対応するために、総務省におきまして、平成22年9月から研究がなされ、平成26年4月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。また、平成27年1月には、統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、平成29年度までに全ての自治体において作成し、財務マネジメントに積極的に活用するよう総務省から要請されたものでございます。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

この要請をどのように受けとめ、具体的にどのような活用を考えているのか、お伺いします。

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 今後、全ての自治体におきまして統一的な基準による財務諸表が作成されることにより、他自治体との比較が可能となること及び固定資産台帳が整備されることから、公共施設マネジメント等への活用が期待されます。

総務省から示されている活用の手引きでは、行政内部での活用として、財務指標の設定や適切な資産管理といったマクロ的なもの、事業別、施設別のセグメント分析といったミクロ的なものが示され、行政外部での活用としては、財務書類等をわかりやすく公表することが期待されているところでございます。

今後、総務省におきましても、地方公会計の活用のあり方に関する研究会を立ち上げ、より一層の活用につなげるための研究がなされますので、その動向等を注視してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

しっかりと活用するためには、新地方公会計に明るい人材の育成が大事になると思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 新地方公会計システムというのは、あくまでもマネジメントツールでございまして、複式簿記の基礎を理解し、公会計システムの財務書類を作成する力を身につけ、分析してマネジメントに活用できる人材の育成というのが非常に大切になってくると考えております。

今後、公会計の分析を委託しています専門家との打ち合わせ、さまざまな研修機会等を通じまして人材育成を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

新財務グループリーダーは、民間の出身で財務部の管理職もしていたと伺っております。職員等の意識改革を含め、期待をしておりますのでよろしく願いいたします。

次に、統一的な基準による活用機能を含めた標準的なソフトウェアの仕様が本年3月に確定し、示されたと聞いております。

それから2カ月余りの6月補正予算で計上するという事は、統一的な基準により地方公会計の導入にかける意気込みを感じますが、本市の導入スケジュールと近隣市の対応状況をお聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 財務グループ。

○財務G（岡島正明） 本定例会の補正予算を御議決いただきますと、まず公会計基準の案を作成し、固定資産の計上基準等を定め、資産のデータ登録を行ってまいります。次に、財務書類の作成として、自動仕訳ルールを定め、仕訳の自動処理化を進めるとともに、最後に減価償却費や退職給付引当金の決算整理を行い、平成27年度決算の財務書類等を今年度中に新基準で作成する予定でございます。初年度につきましては、新システムの導入により各種マスタ登録、固定資産台帳の登録など膨大な作業量になりますので、活用等につきましては次年度以降を考えております。

次に、近隣市の状況でございますが、各市とも平成28年度決算の財務書類等を平成29年度に作成するというふうにお伺いしております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

ぜひ、民間企業の手法を導入して、公共施設の建てかえ計画を見直したり、財政事情を市民の皆さんにわかりやすく説明したり、税と行政コストをわかりやすく市民の皆さんに伝える、見える化の工夫をよろしく願いいたします。

次に、公共施設総合管理計画の公共施設推進プランについて質問させていただきます。

公共施設あり方検討特別委員会では、高浜小学校の建てかえにあわせて複合化施設の建設が予定されております。また、勤労青少年ホームの跡地活用では、民間企業によるスポーツ施設の施設建設を進めるとの報告がございました。

そこで、この2つの事例により、今後の公共施設推進プランの進め方をお聞きしたいと思っております。

まず、高浜小学校複合化の関連でございますが、ここでは複合化の対象から外れた施設についてお伺いいたします。

市民説明会や当初計画では、市立図書館といちごプラザも複合化の対象になっておりましたが、さまざまな理由から高小複合化の対象からは外されました。現時点では、平成31年にいきいき広

場に機能移転するという計画になっておりますが、両施設とも市民の皆さんの関心の高い施設でございますので、現時点での方向性や移転の時期について、どのような協議が行われ、方向性はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） それでは、市立図書館及びいちごプラザの現時点での方向性についてお答えをいたします。

両施設の機能移転先につきましては、選択肢の一つとしていきいき広場を検討しておりますが、決定事項ではございません。現在、関係部署が集まりまして、さまざまな可能性を模索しているところでございます。

なお、いちごプラザの機能移転先としては、乳児とその保護者が利用される施設となりますので、利用者の利便性も考慮し、よりよい選択肢となるよう、引き続き、検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

現在のところ、関係部署が集まりさまざまな可能性を模索しているということでございますが、市民の皆さん、利用者の方々の声をしっかりと聞いて進めていっていただきたいと思います。

次に、高浜小学校に機能移転する施設の解体や譲渡の時期についてお聞きいたします。

公共施設総合管理計画の施設改善方針では、公共施設マネジメント基本方針に基づき、今後も維持していく施設と複合化、集約化、機能移転等により施設の総量圧縮を図る施設のすみ分け及び削減目標を定め、公共施設の面積を23.7%削減することを目標にしております。総量圧縮の観点からは、高浜小学校に機能移転した場合、機能移転と同時に解体や譲渡することが実質的な総量圧縮につながると思います。

そこで、念のために確認をいたしますが、高浜小学校に機能移転する施設の解体・譲渡の時期は計画どおり、平成34年度でよろしいでしょうか。複合化される全部の施設について、その考え方と解体・譲渡の時期をよろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） それでは、個々の施設につきましてお答えをさせていただきます。

まず、公民館機能のうち、中央公民館につきましては、さきの3月の定例会におきまして、本年11月15日をもって廃止することを御議決いただいているところでございます。

大山公民館につきましては、保有形態の見直しに向け、関係者と協議してまいりたいと考えております。

次に、体育センターにつきましては、高浜小学校へ機能移転した後、取り壊しを予定しており

ます。

○議長（杉浦敏和） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 次に、中央児童センターでございます。中央児童センターにつきましては、中央保育園の3階部分であり、高浜市社会福祉協議会へ貸与している建物の一部となっております。中央児童センター及び児童クラブの機能は、高浜小学校の建てかえに伴い、複合化施設として移転することになりますが、建物はそのまま普通財産として残ることから、機能移転後の利用につきましては、社会福祉協議会を初め、関係者と協議していくことを考えております。

○議長（杉浦敏和） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 私からは複合化される介護予防拠点施設についてお答えをさせていただきます。

まず、IT工房くりっく及びものづくり工房あかおにどんにつきましては、土地・建物ともに賃貸借であるため、高浜小学校への機能移転と同時にお返しをしております。

一方で、老人憩の家につきましては、直ちに廃止するのではなく、これまで利用されております利用者の皆さんと協議をさせていただきまして、その意向を確認しながら時間をかけて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

大山公民館と老人憩の家については、時期等明確でない部分がありましたので再度お聞きしたいのですが、ことしの3月に公表された公共施設推進プランでは、大山公民館と老人憩の家は平成34年度に解体、譲渡となっておりますが、この計画どおり、両施設とも廃止または保有形態の見直しを平成34年度に行い、市が所有をしなくなるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず大山公民館についてお答えをさせていただきます。

高浜小学校へ機能移転をしたら直ちに廃止ということではありませんで、例えば無償譲渡など保有形態を変えた形での施設の存続につきまして、平成34年度というのは一つの目安ではございますけれども、必ずということではございませんで、時期のことも含めて、地域の関係者の皆様と丁寧に協議し、意向をお伺いしながら対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（杉浦敏和） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 老人憩の家につきましても、公共施設の複合化、総量圧縮の流れの中で動いておることは間違いございません。

ただ、憩の家につきましては、長谷川議員御存じのとおり、高齢者の心身の健康の増進、教養

の向上、介護予防を目的とした施設でございまして、御自宅に閉じこもることなく、この憩の家を御自分のお気に入りの居場所として歩いて通われて見える高齢者の方がたくさんお見えになります。従いまして、早急に廃止するのではなく、利用者の皆さんの意向を十分踏まえまして、少し時間をかけて丁寧に対応させていただきたいと考えております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

利用者の方や市民の皆さんの声や意向が極めて重要であると思います。計画が先走るのではなく、計画を立てる前にしっかりと利用者の方や市民の皆さんの声をお聞きし、その上で、今後、計画を立てていただきたいと思いますと思っております。

次に、勤労青少年ホームの跡地活用でございまして、現在、マシンスタジオやテニスコートの機能、学校プールを民間企業への委託で行うとの検討が行われていると思いますが、私は総務部で公共施設の個々の案件まで担うことに違和感を覚えます。

やはり、利用者や事業の趣旨を深く理解している担当グループが中心となって、市民目線のまちづくりの発想のもとで市民の皆さんとの対話を重ねながら、よりよい方向を見出していくことが市民の納得感を高めることにつながると思います。現状ではコスト削減とスピードが重視され、ややもすると市民不在の行政と思われかねません。

勤労青少年ホームの今後の推進体制と市民への情報の出し方及びワークショップ等の開催をどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 公共施設のあり方の取り組みは、公共施設の老朽化問題に対しまして全庁一丸となって取り組んでいくことが重要でございます。

勤労青少年ホームの跡地活用につきましては、総論的な部分を行政グループのほうで担うといたしまして、今年度、関係グループと連携、協議を進めながら、募集に当たっての条件整理等、民間事業者の募集に向けた準備を進めることとしております。

来年度以降は、関係グループが主体となって、跡地活用として具体的に民間事業者にスポーツ拠点の施設を整備・運営していただくための事業者募集等について取り組んでまいりたいと思っております。整備後の運用につきましては、利用者の方々と意見交換を行いながら、民間事業者と協議を進めていくことを予定してございます。

現在の勤労青少年ホームの利用者の方々に対しましては、他の施設を含め、これまで利用されていたサービスを継続して受けられるよう、関係グループにおいて調整をしていただくということになってございます。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） それでは、私のほうから、市民の皆様への情報の出し方について

てお答えをさせていただきます。

現在、施設の指定管理をお願いしておりますNPO法人たかはまスポーツクラブには、公共施設推進プランに基づき、勤労青少年ホームの今後の方向性などについて情報提供や協議をさせていただいているところでございます。

利用者の皆様に対する御説明につきましても、推進プランに掲げる方向性につきまして、今年度中に説明のほうをさせていただき、調整を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

ワークショップ等の開催をどのように考えているのか、御答弁がございませんでしたが、ぜひNPO法人たかはまスポーツクラブさんや市民の皆さん、利用者の皆さんの声を聞いて話し合いや協議等を綿密に行い、勤労青少年ホーム跡地活用がよりよいものとなるように進めていっていただきたいと思います。

また、行政内においても縦・横の連携をより密にして、全庁一丸となって取り組んでいただけることを期待しております。

最後に、公共施設総合管理計画は、高浜市総合計画基本計画の策定期間に合わせて見直すことになっております。来年度には総合計画後期基本計画が策定されます。

後期計画期間中には、高取小学校の大規模改修、吉浜小学校の大規模改修を初め、高取幼稚園・保育園のこども園化など、公共施設関連の多くの推進事項がございます。

今年度から後期基本計画の策定準備が進められると思いますが、総合計画にこの公共施設推進プランをどのように位置づけていくのか、考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 公共施設のあり方の取り組みは、現在の公共サービスをできる限り維持する中で、施設の総量圧縮を図るとともに、学校を地域コミュニティの核とした新たなまちづくりを展開するというものでございます。

中期基本計画におきましては、基本目標Ⅰの目標（2）にその考え方、取り組みについてお示しをさせていただいておりますが、本市が進めるこうした基本的な方向性につきましては、総合計画の後期基本計画にも位置づけていく必要があると考えてございます。

御質問の公共施設推進プランにつきましては、箱物施設の複合化や機能移転、建てかえ、大規模改修について、平成63年度までの間の時期及び概算でどのくらいの費用となるかを推計するために作成したものでございまして、こうした性質から、直接、総合計画に位置づけるということの考えは持っておりませんのでよろしくお願いをいたします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

ちょっと一部かみ合っていない答弁がございましたので、再度確認いたしますが、私は公共施設推進プランを直接、総合計画に位置づけていくという質問をしているわけではございません。

公共施設推進プランは、今後の市政運営の中で極めて重要なテーマであることから、公共施設推進プランの趣旨や後期基本計画で行われる推進プランの内容は、当然、総合計画に反映されていくものと考え、どのように位置づけていくのかをお聞きしております。

総合計画を所管する総合政策グループはどのように対応しようとしているのか、改めてお問い合わせいたします。

○議長（杉浦敏和） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 先ほど、行政グループリーダーが答弁したとおり、公共施設のあり方の取り組みに関しましては総合計画に位置づけて個別具体的な計画も含めまして、大所高所から進捗管理をしてみたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ありがとうございます。

総合計画は、市に係る全ての計画の基本となるもので大変重要な行政運営の指針でございますので、市民の皆さんや関係各所等と行政がしっかりと連携をするとともに、行政内部においても連携を密にしながら長期展望を持つ計画的、効率的な計画としていただけることを期待しております。

最後に、さまざまな御質問をさせていただきましたが、よりよい高浜市になるように市民の皆さんの声を聞くこと、関係団体としっかりと話し合いをすること、また、公務の公正性、透明性を高め市民の皆さんに疑念を抱かせない、市民目線の市政運営を実践していただけることを再度お願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） 暫時休憩いたします。再開は14時。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、予防接種事業について、一つ、災害時の環境整備について、一つ、男女共同参画社会の推進について、以上、3問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、予防接種事業について。

B型肝炎ウイルスは感染することにより、慢性肝炎から肝硬変や肝がんを引き起こすことが知られております。日本では、B型肝炎ウイルスによる肝がんの死亡者数は年間約5,000人、肝硬変による死亡者数は1,000人と推計をされています。これまで日本では、多くがB型肝炎ウイルスのキャリアの母親から赤ちゃんへの母子垂直感染によるものでしたが、1985年より、健康保険の給付により予防接種が進み、母子感染によるキャリアは減少しております。

一方、近年、問題視されているのは、父子感染や保育園等での子供同士による水平感染です。これらは感染経路がわからない場合も多く、より一層予防接種による予防の重要性が増しております。特に、乳幼児期は、唾液や汗、涙などの体液を介して感染する機会も少なくありません。

そこで、世界保健機関WHOは、平成4年に全ての赤ちゃんに、B型肝炎ワクチンを接種するユニバーサルワクチネーションを勧告し、既に2008年には、WHO加盟国193カ国のうち177カ国でB型肝炎ワクチンが定期接種となっている状況です。おかれていた日本でも、ようやく本年の10月からB型肝炎ワクチンの定期接種化が了承され、実施されることになりました。定期接種が開始されますと、今後接種率につきましても、大きく伸びるものと期待をさせていただきます。

そこで、初めに、B型肝炎ワクチン定期接種事業の内容につきましてお尋ねをいたします。

また、今回、国の定期接種の対象から漏れたお子さんの摂取に関しまして、先ほど述べましたとおり、大人になってB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんを苦しんでおられる方たちの多くは、子供のとき、それも3歳までに感染したためだと言われております。平成23年の厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会でのワクチン評価に関する小委員会報告書の中でも、感染者が1歳未満の場合90%、1歳から4歳の場合は20から50%、それ以上の年齢になると1%以下で持続感染状態、キャリアに移行するとの報告がされており、1歳以上の乳幼児に関しましても、B型肝炎ウイルスに感染し、キャリアとなるリスクは決して低いものではありません。

そこで、定期接種の対象から漏れてしまう1歳以上のお子さんに対しても、市の公費助成事業として、接種の推進をしていただきたいと願うものでございます。この乳幼児のワクチン接種の必要性につきまして、「VPDを知って、子どもを守ろうの会」の小児科の先生方や肝炎の患者団体等からも、国や自治体に対して無料接種を求める趣旨の要望書が出されております。要望書の中では、無料接種の対象を1歳児以上の乳幼児までとの要望が上がっており、何歳までの助成が望ましいかにつきましては、さまざまな意見があるかと思いますが、できれば3歳児までの救済措置が望ましいのではないのでしょうか。これは永続的な助成事業ではなく、定期接種開始時に対象から漏れたお子さんが、一定の年齢に達するまでの時限的な助成事業になります。ワクチンの接種によってB型肝炎から救われる多くの乳幼児がいる現状の中、定期接種の対象となるゼロ歳児から外れるというだけで、公費負担での接種機会が得られない。中にはワクチンの存在すら知らないで、接種の必要性の判断ができないということが起こらないよう、定期接種の対象から漏れる乳幼児への任意助成事業の実施を強く望むものでございます。

そこで、3歳児までの公費助成事業の実施について、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、災害時の環境整備につきまして。

昨年11月19日は、国連が定める世界トイレの日です。そこで、国土交通省は、災害時にマンホールの上に設置するマンホールトイレの普及に向けたシンポジウムを開催し、マンホールトイレの運用指針案を発表しました。過去の災害をもとに避難所などへの設置数の目安を示したほか、快適なトイレ環境を確保するための配慮事項などが明記されています。過去の災害時に避難所のトイレ環境が劣悪になり、避難者の健康に悪影響を及ぼしていた実態が背景にあり、策定されたとのこと。災害用トイレとしては仮設トイレの普及が進んでいますが、東日本大震災では、仮設トイレが避難所に行き渡るまでに4日以上を要した被災自治体が、全体の約66%を占めていました。

一方、マンホールトイレは、仮設トイレに比べて迅速な組み立てが可能で、下水道管につながっていることからくみ取りの必要がなく、日常生活に近いトイレ環境を確保できる点が特徴です。また、段差がないため、高齢者や障がいのある人でも利用しやすく、悪臭もなく、好評であったと報告をされております。現在、マンホールトイレは全国で約2万基で、これを人口比で見ますと、およそ7,000人に1基という整備状況です。国土交通省では、マンホールトイレの有効性を踏まえ、一層の普及に向けて新たな指針策定が必要と判断されたとのこと。

仮設トイレはし尿のくみ取りが必須となるため、バキュームカーが調達できない場合やし尿処理場が被災した場合、使用が困難になることもあります。実際に、東日本大震災においても、便槽が満杯になり、くみ取りができない仮設トイレでは、使用禁止の札が張られる状況になるなど、被災者が劣悪なトイレの使用を強いられることになりました。

排泄は我慢することのできない生理現象です。トイレが不衛生で不快な場合やトイレが遠い、寒い、暗い、怖いなど、使い勝手が悪いと、トイレに行く回数を減らすために水分や食事を控えてしまい脱水症状になるほか、慢性疾患が悪化するなどでエコノミークラス症候群や脳梗塞、心筋梗塞などで震災関連死を引き起こすこととなります。災害発生時でも、安心して快適に使用できるトイレ環境を整えることで、被災地の衛生対策や被災者の心身の健康確保に寄与することが期待できます。

指針案では、マンホールトイレの設置場所は、災害対策基本法に基づいて市区町村が指定する避難所などで、設置数の目安は100人当たり1から2基になっています。また、配慮事項として、男女別を基本として、男女の出入り口の向きを変えることや、トイレの中と外への照明の設置、地震や強風による転倒対策の徹底のほか、高齢者向けの待合スペースの配置や車椅子用トイレを最低1つは設けるといった事項を提示しています。災害時に住民らがスムーズに組み立て、管理できるように、防災訓練で運用方法を確認することも推奨しております。災害時のトイレ機能の確保は、命と尊厳にかかわる重要な課題となっています。

そこで、災害発生時のトイレ環境の整備ということで、本市におかれましても整備が進められていると思いますが、現在のマンホールトイレの整備状況についてお尋ねをいたします。

仮設トイレより快適に利用できるマンホールトイレの整備につきまして、今後、さらに積極的に取り組んでいただきたいと願うものでございます。今後、公共施設のあり方計画に基づいて、公共施設の建てかえや大規模改修時に、このマンホールトイレの整備につきましても、計画的に推進していかれてはいかがでしょうか。現在、市役所庁舎の建てかえ工事が着々と進んでいます。庁舎や高浜小学校の建てかえ時も含めて、このマンホールトイレの整備を実施していただきたいと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、男女共同参画社会の推進について質問をさせていただきます。

人口減少への対応や地域活性化が喫緊の課題となっている中、潜在している女性の力を最大限発揮できる社会に変えられるかどうか重要な鍵を握っています。いまだに、日本は女性の社会進出で世界におくれをとっている現状があります。働く女性が、第1子を出産した後に仕事をやめる割合は約6割に上がり、年齢別の労働力率、人口に占める就業者プラス完全失業者の割合を見ますと、典型的なM字カーブを描いています。日本の労働力人口は少子化の影響で減り続けますが、働く女性をふやしていけば、その減り方を緩やかにできるわけです。内閣府の推計によりますと、6,577万人（2013年）の労働力人口は、現状のままでは2060年に3,795万人に減ってしまいますが、出生率が回復し、女性や高齢者の労働参加が進めば、5,400万人程度確保できる見通しとのことです。また、日本における男女の格差が問われていますが、世界経済フォーラムが毎年発表している男女の格差指数を示すジェンダーギャップ指数では、日本は145カ国中101位となっており、給与面でも役職面でも日本の男女差は大きいです。

一方で、OECDが発表している国際成人力調査では、日本は男性も女性も最も高い数値となっています。つまり、日本は世界で一番教育も、スキルも高い優秀な女性の力を使っていないこととなります。会社の経営や団体の取り組みに女性の視点を生かすことも大切です。海外の調査では、女性の役員比率が高い企業の方が経営指標がよいとの結果が出ています。育児、介護支援や柔軟な働き方など、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は、何もしない企業に比べて利益率が2倍以上も高いとの国内調査もあります。日本経済や地方の再生のために、女性の活躍を一段と後押しする取り組みが急がれています。

このような中、昨年8月28日に、女性活躍推進法が国会で成立しました。安倍内閣の目玉の一つであるこの法律が、女性の賃金や職場での扱い、社会的地位向上につながってほしいと期待するものでございます。2016年度から5年間、女性の活躍の場を広げるための目標を定めた第4次男女共同参画基本計画も策定されました。政府の目指す1億総活躍を推進する上でも、女性が活躍できる場をふやすことが非常に重要となります。基本計画は、女性が柔軟な働き方をできるよう、長時間労働を含めた男性中心型労働慣行を見直すことを柱の一つに据えています。将来、

指導的地位につく女性の役割をふやす目標を定めています。地方公務員では、平成32年度までに課長職15%、係長職30%、男性の育児休業取得率13%などです。また、ひとり親支援を初め、ワーク・ライフ・バランスの推進や、妊娠や出産に絡む女性への嫌がらせ、マタニティーハラスメント対策、男女共同参画の視点から、防災対策の充実などの重要性を強調しており、2016年度から5年間の男女共同参画社会の実現に向けた計画や目標が定められています。国の基本方針をもとに、自治体は女性活躍推進の特定事業主行動計画の策定が必須となりました。本市におかれましては、これまで男女共同参画推進計画を策定しないで、積極的に推進してこられました。そこで、これまでの男女共同参画社会の進捗状況や今後、女性活躍推進計画を策定し取り組んでいくべきと考えますが、計画の中身や今後どのように取り組んでいかれるのか、当局の見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦敏和） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、小野田議員の1問目、予防接種事業について、（1）B型肝炎ワクチン定期予防接種事業の内容について、（2）3歳児までの公費助成事業の実施について、関連上、一括してお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、平成28年10月からB型肝炎の定期接種が始まります。

具体的な実施内容を紹介させていただきますと、対象者は、生後1歳に至るまでの間にある者で平成28年4月以降に出生した者、接種回数は3回で、標準的な接種間隔は生後2カ月に達したときから生後8カ月に達するまでの期間とされており、感染拡大の防止を図るA類疾病に位置づけられています。

市としましても、新たな定期接種が始まることから、本6月議会に接種費用に係る補正予算を計上させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

今回、B型肝炎が新たに加わりますが、直近では、平成26年10月1日から成人用肺炎球菌ワクチンと水痘ワクチンの定期接種が始まっています。この水痘ワクチンが実施された際には、接種対象者の1歳児と2歳児に加え、経過措置として平成26年度に限り3歳児、4歳児も定期接種の対象とされたことから、今回のB型肝炎ワクチンについても同様に経過措置があることを想定していましたが、経過措置の規定はなく、生後1歳に至るまでの者とされております。

また、最近の定期接種を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。平成25年4月からは子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類の定期接種が始まっています。加えて、生ポリオから不活化ポリオへの変更、DPTの3種混合ワクチンから、不活化ポリオを含めた4種混合ワクチンへの変更など、変更の都度、市としても対応を行っています。

一方で、予防接種制度の指針となる平成24年5月23日付の厚生労働省の厚生科学審議会予防接種部会の予防接種制度の見直しについて（第2次勧告）では、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワ

クチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌ワクチン、B型肝炎ワクチンの7ワクチンについては、広く接種をしていくことが望ましいとされています。今回のB型肝炎ワクチンの定期接種により、勧告で望ましいとされた7ワクチンのうち、既に6種類のワクチンが定期接種となっています。おたふくかぜ、そして第2次提言の際、課題に上がったロタウイルスワクチンについても、今後、定期接種となっていくことが十分予想されます。

従来から、予防接種法に基づく定期接種は、市町村の支出により実施される自治事務とされています。また、予防接種法では、経済的理由により接種費用を負担することができない場合を除き、接種時に実費を徴収することができるかとされていますが、とりわけ今回のB型肝炎ワクチンが位置づけられるA類疾病では、ほとんどの市町村で実費の徴収を行わず、公費で負担しているのが現状です。

市としては今回、補正予算に計上させていただきましたように、定期接種については確実に実施をさせていただきます。しかし、今後も定期接種が予想されるワクチンが、最低でもおたふくかぜ、そしてロタウイルスワクチンの2つあることから、追加のたび、さらなる財源が必要になってくることを考えておく必要があります。もう一つの視点は、予防接種を受けることはもちろん重要ですが、健康被害が発生した場合の救済制度についても確実に担保されることが必要です。

したがいまして、今回については、予防接種法の規定にのっとった運用とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

とりわけA類疾病については、感染拡大の防止がその接種目的であることから、市の単位ではなく、より広域で取り組まなければ感染拡大の防止は達成できません。また、定期の予防接種は、財源の担保や制度の継続性が保障された上で、国の制度設計に基づき実施されるべきものであると思っています。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 続きまして、2問目の災害時の環境整備について、（1）現在のマンホールトイレの整備状況について、（2）避難所におけるマンホールトイレの計画的な整備について、それぞれお答えをいたします。

初めに（1）現在のマンホールトイレの整備状況についてお答えをいたします。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして、ことし4月14日に発生した熊本地震など、これまで発生した大規模災害において、被災者が避難所生活を送る上で困ったことの一つに挙げられるのが、トイレ問題であります。仮設トイレが整備されず、断水の中で既設のトイレを使用した結果、排泄物が山のように蓄積したり、トイレを我慢するために水分を控え、血栓症を引き起こすなどの事例が発生しており、災害時におけるトイレ対策の必要性が指摘をされているところでございます。

特定非営利活動法人日本トイレ研究所のデータによりますと、御質問にもございましたが、阪神・淡路大震災から16年後に発生した東日本大震災でも、被災から3日目以内に仮設トイレが避難所に行き渡った自治体は、道路の寸断等の理由により、わずか34%となっており、食糧や水に比べ支援が届くのが遅い状況となっております。

以上の状況を踏まえますと、この地域でも発生が危惧されております南海トラフ巨大地震を初めとした広域的な大規模災害に備え、マンホールトイレを含めた災害用トイレの整備を進めていくことは、極めて重要であると考えております。

御質問の現在のマンホールトイレの整備状況でございますが、本年3月末現在のマンホールトイレの数は、28基となっております。また、災害時のトイレの整備につきましては、防災用備蓄品の整備計画に基づき、計画的に整備を進めているところでございまして、具体的には、約5,500回の連続使用できるくみ取り式・洋式タイプの組み立てトイレ97基、既設の和式便器を洋式に変更でき、ポリエチレン袋を挟み凝固剤を入れて使用する簡易トイレ21基、ポリエチレン袋に吸水凝固シートが接着されており、かばんなどにも入れて持ち運びできる携帯トイレ250枚を整備しております。また、マンホールトイレや組み立て式トイレを囲むテントにつきましては、車椅子の方も利用できるよう幅の広いタイプもあわせて整備を進めているところでございます。

次に、マンホールトイレを整備しております場所でございますが、大規模災害時において指定避難所となります小・中学校のうち、既に公共下水道使用開始区域となっております高浜小学校・港小学校・翼小学校・高浜中学校・南中学校の5施設となり、敷地内にマンホールトイレ専用スペースが整備されており、各施設5基が設置できる状況となっております。さらに、防災公園として整備をしましたさわたり夢広場には、3基のマンホールトイレが設置をされており、また、昨年度完成しました論地どんぐり公園におきましても、マンホールトイレを設置するための施設設備が3箇所整備されたことから、現在機材の購入を進めているところでございます。

なお、公共下水道が使用開始となっていない区域でございます吉浜小学校・高取小学校につきましては、その区域の公共下水道の整備時期に合わせまして、マンホールトイレの整備と機材の購入を進めてまいりたいと考えております。

さて、御質問にもございましたが、本年3月に国土交通省がマンホールトイレの整備・運用のためのガイドラインを策定しました。このガイドラインによりますと、マンホールトイレを設置すべき施設としましては、災害対策基本法に基づいて市町村が指定する避難所等となっており、マンホールトイレの必要数の目安は、過去の経験を参考にして100人に1基から2基、500人に5基から10基、1,000人に10基から20基となっております。この数値を本市の整備状況に当てはめますと、本市では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、過去地震最大モデルに基づく避難者数は、最大で1万1,000人程度を想定しており、単純に割り返しますと110基から220基のマンホールトイレが必要となります。現状は、本年度の購入予定を含めまして31基となり、必要数と比較

すると不足をしている状況となりますが、これに組み立てトイレと簡易トイレを加えました災害用トイレ全体の整備基数では149基となり、約73人に1人の割合で整備をされている状況となっております。また、震災時のトイレ環境の確保のあり方に関する調査研究委員会が策定しました「阪神・淡路大震災の教訓 震災のトイレ対策 ―あり方とマニュアル―」によりますと、阪神・淡路大震災では、約75人に1基の割合で仮設トイレが整備された段階で、苦情がほとんどなくなったという結果が出ております。

一方、マンホールトイレが整備されていても、災害時に速やかに正しく使用できるよう、日ごろから訓練を実施するなど、人材育成を含めたソフト対策を推進しておくことが重要となります。ガイドラインには、マンホールトイレのハード整備に関する記載だけではなく、快適なトイレ環境の確保に向けての安全・安心面の配慮、要配慮者への配慮、衛生面の配慮に関する記載や、マンホールトイレを活用した訓練の実施項目、また、主な配慮事項を整備計画時、避難所開設時、避難所開設後の運用時の3段階に分けて整理したチェックリストが掲載されており、市職員に限らず、市民の皆様が見ても大変わかりやすい内容となっております。今月6月にはさわたり夢広場、来月7月には論地どんぐり公園におきまして、地元の町内会などが中心となり、マンホールトイレの設置訓練やかまどベンチを活用した炊き出し訓練などを実施する予定となっております。加えて、9月の市総合防災訓練におきまして、町内会・まちづくり協議会が主体となり、各小・中学校に設置をされておりますマンホールトイレや組み立てトイレを初めとした災害用資機材の確認・設置訓練などを実施する予定となっている学区もございます。これら防災訓練に向けた地域との打ち合わせの中で、市民の皆様にもガイドラインを配布し内容を説明するとともに、ガイドラインに沿った実効性のある訓練が実施できるよう、調整・検討を重ねてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、(2) 避難所におけるマンホールトイレの計画的な整備についてお答えをいたします。

本市におきましては、議員も御承知のとおり、公共施設あり方計画を策定し、本計画に基づき、公共施設の建てかえや大規模改修を実施することとしております。御質問にもございました、本計画に基づく公共施設の建てかえや大規模改修時における避難所へのマンホールトイレの計画的な整備でございますが、現在のところ、指定避難所となります小・中学校への整備は計画しておりますが、他の公共施設への整備につきましては、計画予定がないのが現状でございます。公共施設あり方計画では、学校施設を軸として、複合化・集約化を図ることとしており、計画の中では、災害時における拠点機能の充実もうたわれております。高浜小学校におけるモデルケースでは、シャワー室・更衣室・非常用自家発電設備などの防災機能の充実について記載をされていません。現在、準備を進めております高浜小学校の建てかえにおきましては、これらの機能充実に加え、マンホールトイレの整備につきましても、5基のトイレが維持できるよう調整を進めてまい

ります。また、本計画に基づき、今後、整備を進める他学区の公共施設へのマンホールトイレの設置につきましては、公共下水道の整備計画の状況も考慮しながら、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、御質問にありました、現在、工事が進められております新庁舎へのマンホールトイレの整備でございますが、災害が発生した際には、本庁舎は、災害応急対策活動を行う本部拠点として重要な役割を担うこととなり、市職員を初め、災害対応に当たる関係者が集まる場所となります。先ほどの答弁でも申しましたが、ガイドラインでは、マンホールトイレを設置すべき施設としては、災害対策基本法に基づいて、市町村が指定する避難所等となっており、本市におきましても、被災者が集まる避難所等を優先的に整備してまいりたいと考えております。

高浜市地域防災計画では、避難所の整備に関して「避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。」とあります。本市におきましても、計画的に災害用トイレなど資機材の整備を進めているところでございますが、その中でも、マンホールトイレは、備蓄が容易で、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できる、し尿を下水道管路に流下させることができるため衛生的であり、臭気、し尿抜き取りが軽減される、段差を最小限にすることができるため、要配慮者が使用しやすいといった特徴があり、被災者にとっても、また、避難所を運営するスタッフにとっても、特に衛生面や維持管理の面などにおいて、非常に有効であると考えております。しかしながら、設置に当たっては、資機材の購入に加え、下水道設備を整備する必要があることから多額のコストが伴います。

市内の公共下水道の整備状況を申しますと、平成28年4月1日現在では、890ヘクタールに対しまして約478.1ヘクタールで、整備率は53.7%となっております。今後、公共下水道整備を進めていく区域につきましては、使用開始時期に合わせまして、当該地区にあります避難所となる公共施設への整備について、公共施設あり方計画を踏まえ検討を重ねるとともに、防災訓練等におきまして、定期的にマンホールトイレの設置訓練などを実施し、広域的な大規模災害が発生した際には、速やかにガイドラインに基づいたトイレ環境が整うよう、ソフト対策についても、地域の住民や学校関係者等と協働で取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（杉浦敏和）　こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳）　それでは、小野田由紀子議員の3問目、男女共同参画社会の推進について、お答えいたします。

我が国が持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、潜在力である女性の力を最大限に発揮していくことが喫緊の課題であるとして、安倍首相は女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけました。男女雇用機会均等法施行から30年の節目である昨年には、女性活躍推進法

が10年間の時限立法として成立、本年4月に完全施行されました。就業希望など働く場面における女性の思いを実現することを目指し、男女間の実質的な機会の平等の担保、積極的な女性採用や登用、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組み、女性登用のレベルの見える化など、国、地方自治体、民間事業者において集中的かつ実効性のある取り組みが求められているところでございます。地方自治体には、特定事業主行動計画の策定と内容の公表が義務づけられるとともに、女性の職業生活における活躍推進を社会全体で取り組むための女性活躍推進計画の策定が努力義務として規定されました。

そして、女性の活躍を一過性のものに終わらせることなく、着実かつ強力で推進していくため、去る5月20日には、安倍首相を本部長とし全閣僚で構成する、すべての女性が輝く社会づくり本部において、女性活躍加速のための重点方針2016が決定され、あらゆる分野における女性の活躍、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、女性活躍のための基盤整備をオールジャパンで展開していくという方針が示されたところでございます。

さらに、先月開催された伊勢志摩サミットにおいても、女性の活躍推進がテーマとして取り上げられ、その動向は国外からも注目を集めました。日本は議長国としての具体的な貢献策として女性の活躍推進のための開発戦略を発表し、今後3年間で、約5,000人の女性行政官等の人材育成、約5万人の女子の学習環境の改善を実施することを打ち出しました。そして、サミットでは女性の能力開花のためのG7行動指針が採択され、女性の潜在能力を発揮するに当たってのさまざまな障壁を取り除き、女性の労働力向上、女性リーダーの増加を目指すことなどが宣言されました。

そこで、御質問の(1)本市における男女共同参画社会の取り組みの進捗状況でございますが、本市では、平成6年度に、女性の感性や視点を反映した市政運営を行うことを目的に、高浜市女性によるまちづくり事業を開始し、以来、総合計画に基づいて各種事業を推進する中で、実効性のある取り組みを進めるという姿勢で20年以上もの間、意思形成、地域活動、子育て・子育て、健康づくり、産業・観光、防災など多岐にわたる分野において、数多くの女性に御活躍いただきながら、市民と行政の協働のまちづくりを展開してまいりました。

本市の市町村の審議会等に占める女性委員の割合ですが、平成26年9月定例会において答弁させていただいた際は21.0%でしたが、現在は県が掲げる平成32年度の目標値30%に対し、24.8%となっております。

次に、地域活動に関しまして、最新の市民意識調査の結果によりますと、地域活動に参加したことがある市民の割合は59.2%、うち女性は60.3%でございます。また、町内会活動におきまして、書記・会計などの役員を女性が務める事例もふえており、役員に占める女性の人数と割合は、平成27年度は3名、6.8%、平成28年度は6名、9.8%となっております。

また、本市の防災会議における女性委員の登用状況でございますが、会長以下24名のうち、女

性の方は高浜市地域婦人会連絡協議会会長と防災教育スーパーバイザーである近藤ひろ子先生の2名となっております。また、昨年度開催しました地域防災リーダー養成講座の受講生74名のうち、女性は18名、24.3%となっております、防災リーダーとしての活躍が期待されるところでございます。

次に、教育現場に関しまして、教員の管理職に占める女性の割合は、平成32年度の目標値17%に対し21.4%と、目標値を達成いたしております。また、子供のころからの男女共同参画という面で、児童会・生徒会役員に占める女子児童・生徒の割合は、平成26年度が50.8%、平成27年度が56.0%、平成28年度前期が59.5%と年々増加しており、女子児童・生徒が学校生活においてリーダーシップを発揮していることがうかがえます。

次に、男女共同参画社会の取り組みのうち、女性活躍に関する取り組みのこれまでの進捗状況でございますが、本年3月、女性職員はもとより、全ての職員がよりよい環境で個性や能力を発揮できるよう、高浜市女性活躍推進特定事業主行動計画を策定いたしました。計画期間は10年間で、平成28年度から平成32年度までの5年間を前期計画、平成33年度から平成37年度までの5年間を後期計画とし、必要に応じて見直しを行うこととしております。

次に、起業支援や人材育成の面に関しまして、コミュニティ・ビジネス創出事業の創業支援交付金の平成27年度の交付実績は、個人は男性1名でしたが、団体は2団体で、いずれも女性が代表を務め、構成メンバーも女性中心となっております。また、高浜市商工会では、ビジネスを始めたい方・興味のある方などを対象に、たかはま経営塾を開講していますが、平成25年度から27年度までの3カ年の実績といたしまして、受講者総数は46人、うち女性は18人、39.1%となっております。また、受講者のうち、創業や創業準備に結びついた方は8人、うち女性が5人、62.5%という結果となっております。

次に、子育て環境の整備の面では、平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭的保育の活用などにより待機児童の解消に向けた取り組みを引き続き進めております。また、新たな取り組みとして、本年度より子育て中の家庭に対し、適切なサービス利用につながるよう情報提供するため、子育て支援コーディネーターを新たに配置し、市の相談窓口の拡充に努めております。ひとり親家庭支援といたしましては、母子・父子自立支援員を1名配置し、生活や経済的支援に関する相談のほか、高等技能訓練促進費等の支給による職業支援などを行っております。

一方、民間事業所の動向といたしましては、愛知県では、女性の活躍促進に向けて取り組んでいる事業所から女性の活躍促進宣言を募集しており、本年5月16日現在で、高浜市内に本社・支店・工場等がある事業所で宣言を行っている事業所が7社、さらに、あいち女性輝きカンパニーとして、愛知県から女性の活躍促進に向けた取り組みを行っているとして認証を受けている事業所が5社という状況でございます。

以上、本市における女性活躍の進捗状況について申し上げましたが、課題といたしましては、就業者数に占める男性・女性の割合はおおむね6対4で、女性の割合は緩やかに高まってはいるものの、女性の年齢別労働力率をみますと、結婚・出産・育児期に当たる30歳～34歳の労働力率が低下する、いわゆるM字カーブを描いていることでもあります。カーブは以前に比べると浅くはなっているものの、結婚・出産・育児を経ても本人の意思により働き続けられる環境を整えていくことが重要であると考えております。

次に、御質問の（２）「女性活躍推進計画」の策定と今後の取り組みについてでございますが、国内外の動向なども踏まえ、女性を初め、市民の皆様お一人お一人が、その人らしく、個性や能力を發揮しながら暮らせる地域社会、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市を築いていくため、女性活躍推進計画の策定を今年度着手してまいりたいと考えております。

計画の策定に当たりましては、第6次総合計画をベースに策定した、まち・ひと・しごと創生総合戦略、子ども・子育て支援事業計画など関連する既存の計画内容を踏まえつつ、女性活躍推進を掲げている市内事業所等から推進に当たっての課題などをお聞きしたり、県などが主催する女性活躍推進に関するセミナーの参加経験者など、さまざまな市民の方々と意見交換を行いながら、また、市民意識調査の結果なども参考にしながら検討してまいります。

内容につきましては、ニーズに対応した保育サービスや介護サービスの提供など、多様なライフスタイルに応じて働くことができる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進に関して事業者や市民の取り組みを広報等で紹介するといった意識啓発、関係団体・関係機関との連携による起業・就業支援、人材育成セミナーなどキャリアアップに関する情報や各種制度・相談窓口に関する情報の提供などを考えております。そして、市役所も地域の事業主として「まず隗より始めよ」の観点から特定事業主行動計画を着実に推進することにより、社会的気運を高めてまいりたいと考えております。

女性活躍の推進は、冒頭でも申し上げましたとおり、国・都道府県・市町村、事業者、住民が一丸となって取り組んでいかなければ、効果を発揮することはできません。それぞれが果たすべき役割を認識し、分担をしながら、男性も女性も、お一人お一人が多様な働き方・生き方を実現でき、あらゆる分野で活躍できる地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

日本もようやく今、ワクチンの定期接種化が促進されておまして、今回、B型肝炎ワクチンの定期接種化ということで、大変喜ばしいことだと思っております。そして、高浜市は6月補正ということで、早々と補正を組んでくださって実施をしてくださるということですので、ありが

たいことかなと思っております。

そんな中で、このB型肝炎ワクチンの定期接種の今後の進め方につきましてお聞きをしたいと思えます。

公費助成事業についてお聞きしましたけれども、近隣市の公費助成の状況について、初めにお聞きしたいと思います。近隣市の中で、公費助成事業を実施している市または予定をしている市がありましたら、教えていただきたいと思えます。

○議長（杉浦敏和） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（磯村和志） 今回の定期接種につきましては、予診票を対象者に個別通知により送付をしております。なお、送付時期は9月中旬を予定しております。また、接種方法につきましては、ほかの定期接種と同様に、医療機関における個別接種により実施をしております。

次に、公費助成事業につきましては、近隣市で対象年齢を拡大するという話はお聞きしていません。ただし、一部の市では、今回の定期接種の対象者、具体的には平成28年4月1日以降に生まれた子供が、定期接種が始まる10月1日より前にB型肝炎ワクチンの接種を行った場合は、任意接種扱いとなるわけなんですけれども、このようなケースについても、接種費用を助成する取り組みを開始しているということを伺っております。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 今回、B型肝炎の定期接種が10月から始まるということで予防接種の質問をさせていただいたわけでございます。特に、定期接種の導入時には、国の制度の中で経過措置を設け、なるべく多くのお子さんが接種により恩恵を受けられるよう実施されるべきだと考えますけれども、今回は対象年齢が1歳までということで、非常に限られておりますので、今回、質問に立ったわけでございます。本来は国がすべきことですが、国がしない以上、市が国にかわって、対象年齢を拡大していただけないかなという思いでお聞きをさせていただきました。つい最近まで予防接種の後進国と言われていましたことを考えれば、大きく改善されているなど十分理解をしております。しかし、このVPD、ワクチンで防げる病気はまだあります。これまでも申し上げておりますが、ワクチンには健康を守るという効果のほかに、医療費の抑制効果もあります。病院の小児科病棟で空きベッドが目立っているというお話をお聞きしますと、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンの成果が出ているなど実感しております。残りの定期接種はあとおたふくかぜとロタウイルスワクチンの2つであるとお聞きしましたけれども、最近では、市独自の助成制度を設け実施している自治体もふえてきました。高浜市でも、ぜひ、このことに取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

それから、2問目の災害時の環境整備でございますけれども、やはり避難所での環境の整備は、とても重要だと思っております。特に、トイレのことは大きな問題となっておりますので、質問させていただきました。

御答弁の中で、避難所として使用する3つの小学校と2つの中学校、それから防災公園として整備したさわたり夢広場と論地どんぐり公園には、既にマンホールトイレが設置されており、公共下水道が未整備である吉浜小学校と高取小学校につきましては、今後の下水道整備にあわせて進めていくとありましたけれども、吉浜小学校がある屋敷町五丁目、高取小学校がある本郷町六丁目について、いつごろに公共下水道が整備される予定なのか。また、整備に当たっては、何基のマンホールトイレを設置する予定なのか、現時点での計画がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の吉浜小学校と高取小学校への公共下水道の整備の時期でございますが、吉浜小学校につきましては平成33年以降、高取小学校につきましては、平成30年の整備を予定しております。また、両校に公共下水道が整備された際のマンホールトイレの設置基数でございますが、既に設置されておりますほかの小・中学校と同様の5基を整備する予定で進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。平成30年と33年でしたか、あと2年と5年ということでございます。

もう1点、質問をさせていただきます。

御答弁の中で、防災用資機材については、整備計画を策定し計画的に整備を進めているとありましたが、このガイドラインを見ますと、トイレを衛生的に保つ方法として、マスク・手袋などの接触・飛沫感染対策に関するもの、ハンドソープ・ウエットティッシュなどの衛生関連用品、塩素系漂白剤・ブラシなどの掃除道具等の必要性に関しましても記載をされております。安心して気持ちよくトイレを使用していただくためには、このトイレ本体だけの整備ではなく、これに関連した消耗品を整備していくことも必要であると考えますが、この現在の整備状況も踏まえて、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問にございました消耗品的なものにつきましては、現状を申し上げますと、十分な整備が行き届いていない状況でございます。

なお、災害時における日用品の確保につきましては、市内のホームセンター等と災害協定を締結しており、大規模災害が発生した際には、可能な範囲で御支援をいただけることとなっております。

しかしながら、必要とする物品が、災害時において十分確保されとは限らないことから、今後の防災訓練に向けた打ち合わせ等におきまして、今回示されたガイドラインを参考に、地域の皆様の御意見も十分聞きながら、備蓄についても検討を重ねてまいりたいと考えておりますので

よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） そうですか、ありがとうございます。

先ほどの答弁でもソフト面ということで、さわたり夢広場と論地公園でこういったマンホールトイレの防災訓練も実施していくというふうなお話を伺いましたけれども、大変心強く思っております。災害時の避難所での生活が少しでも快適に、健康に過ごすことができますよう、このマンホールトイレの整備につきましても、仮設トイレとあわせて、今後、積極的な取り組みをよろしく願いをいたします。

次に、3問目でございますけれども、男女共同参画の推進につきましては、何回も質問をしてきましたけれども、この平成26年9月にも質問をさせていただきました。あれからまだ2年も経過しておりませんが、女性の登用率という面で着実に高くなっているようですので、評価をさせていただきたいと思います。特に、防災会議に婦人会連絡協議会会長と防災教育スーパーバイザーの2名の女性が登用され、本市の防災対策に女性の声が反映されやすく、今後、期待をさせていただくものでございます。

教育現場では、生徒会の女子の割合が、28年度は59.5%ということで、年々増加しているという御答弁をいただきましたので、大変頼もしく思います。10年後、20年後には、大人になったころ、男女共同参画社会が当たり前という時代が来るのではと大変心強く思っております。将来、少子高齢社会を担っていただかなくてはなりませんし、今後、あらゆる分野で女性のリーダーが活躍するようになるのではと期待をさせていただきたいと思います。

答弁の中で、高浜市女性活躍推進特定事業主行動計画を早速策定していただいたということでございます。ホームページにも掲載をされておりますけれども、4つの大きな柱で目標値が示されております。目標値を見ますと、目標値と現状との開きが余りにも大きいので、ちょっと心配になりますけれども、あつという間の5年間ではないかなと思います。ホームページにも掲載されておりますので、その中身について少し質問させていただきたいと思います。

達成率のチェック体制についてですけれども、今後、どのように行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 達成率のチェック体制ということでございますが、これまでは毎年度の上半期終了時に、各グループ及び個々の職員の超過勤務の状況や休暇取得の状況等を人事グループにおきまして把握いたし、グループリーダー等の管理職を対象にヒアリングを実施してまいりました。しかし、今後は、新たに下半期終了時にもヒアリングを実施し、超過勤務削減や休暇取得促進に向けての各グループの取り組み状況の確認を行うとともに、特定事業主行動計画表の目標数値とその達成率について共有をいたし、目標達成に向けての十分な取り組みができていない

グループに対しましては、職場環境の改善を促してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。チェック体制が強化されるわけですので、達成率アップしますように、御期待をさせていただきたいと思います。

1つ目の項目の中で、ノー残業デーの推進ということが載ってございましたけれども、このことについて詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） ノー残業デーにつきましては、毎週金曜日をノー残業デーとして位置づけ、毎週金曜日の就業時間終了時に放送を入れて、各職員に退庁するように呼びかけを行っております。なお、先ほど申しました年2回の管理職へのヒアリング時に、各グループのノー残業デーの取り組み状況についても確認をし、十分な取り組みができていないグループに対しましては、まずは管理職が率先して退庁し、所属職員にも退庁するよう働きかけていただくよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ノー残業デー、毎週金曜日ということで、残業時間がいかに減少していくか、期待をさせていただきますけれども、去年の7月ですか、国のほうも朝型勤務ということで、1時間とか、2時間早く出勤して、お客さんというか、市民の方がいらっしやらないシーンと静かなところで、朝早く業務を快適に行うということで、この残業時間が減少しているというようなことのお話も伺いましたので、あわせて参考にさせていただいて、やっていただきたいと思います。残業時間を減らすというのは、本当に大変なことだと思いますけれども、何とか工夫して取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

2つ目の項目の管理職の女性の割合は年々ふえていますので、ぜひ32年までに30%達成していただきますようお願いしたいと思いますけれども、このことにつきましてはどうでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） 平成27年度では、管理職50人のうち、女性の管理職は10人と全体の20%でしたが、本年4月1日現在では、管理職50人のうち、女性の管理職は12人と全体の24%まで上昇しております。本年度からは、新たに自治大学校の地方公務員女性幹部養成支援プログラムを受講させるなど、女性職員の管理職養成に向けての研修会へ女性職員を積極的に参加させることで、女性職員の意識改革や管理職試験を受験することでのモチベーションの向上を図り、目標とする平成32年度までに30%以上にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 何とか32年に30%達成しますように、心から願っております。

それから、3つ目の項目ですけれども、男性の育休取得者が相変わらずゼロ人ということですが、国や県、企業の取得率、それから、取得しない最大の理由は何だと思えますか。お尋ねをいたします。

○議長（杉浦敏和） 人事グループ。

○人事G（杉浦崇臣） まず、国・県、企業の男性の育児休業取得率についてですが、国における一般職の国家公務員の平成26年度実績では5.5%、愛知県の職員の平成26年度実績では6.4%、あと全国の企業では、平成24年10月1日から25年9月30日までの1年間でございますが、これが4.2%となっております。

また、取得しない最大の理由といたしましては、以前、内閣人事局のヒアリング調査によれば、使っていないのかわからないですとか、取得できる雰囲気ではないと、職場の意識改革を求める声が多いようでして、本市でも同様のことが言えるのではないかとこのように考えております。今後、男性職員の育休取得率を上げるために、男性職員から配偶者が妊娠したとの報告を受けた場合には、男性職員の育児休業制度について説明を行い、育児休業の適切な取得を促してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。やはり雰囲気が一番大事だと思いますし、意識改革をしていただきまして、やはり育休がとれるような環境づくりにも力を入れていただきたいと思ひます。

それから、（2）のほうの女性活躍推進計画につきましては、今年度策定してくださるといふ心強い御答弁をいただきました。国も5月20日に女性活躍加速のための重点方針2016が閣議決定されたといひました。毎年予算に反映されて、いよいよ本格的に取り組むということですが、最後に、この女性活躍推進計画の全国の策定状況につきまして、お尋ねをいたします。

○議長（杉浦敏和） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 内閣府がことし1月に調査した結果によりますと、平成27年度中に策定が10.3%、28年度中に策定予定が14.8%、平成29年度以降に策定予定が19.8%、見通しが立っていないが38.4%、策定する予定はないが9.6%となっているといふふうなことでございます。

○議長（杉浦敏和） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 策定しない予定が9.6%、結構全国的には皆さん四苦八苦してみえるといひか、高浜市はこの女性活躍推進計画を全国に先駆けまして取り組んでくださるといふことで、全国のお手本になるような計画書ができあがりますよう、心から御期待を申し上げまして、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） 暫時休憩いたします。再開は15時15分。

午後 3 時 6 分休憩

午後 3 時15分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6 番、黒川美克議員。一つ、地震災害対策について、以上、1 問についての質問を許します。

6 番、黒川美克議員。

○6 番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の今回のテーマは地震災害対策についてであります。

平成28年4月14日午後9時26分、マグニチュード6.5、最大震度7と、同じく4月16日午前1時25分、マグニチュード7.3、最大震度7の2回にわたり、熊本県熊本地方を震源とする地震が発生したことは記憶にも新しいところですが、熊本地震で被災されました皆様方には衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、この地方でも1944年、昭和19年12月7日午後1時に発生したマグニチュード7.9、東南海地震では、授業、勤務時間帯に重なったこともあり、学校や軍需工場等を中心に死者1,223人の被害が発生しております。その37日後、1945年、昭和20年1月13日午前3時に内陸直下型の三河地震が発生し、死者は2,306人に達しております。1944年に発生した南海地震の災害の概要としては、歴史上、繰り返し発生してきた駿河湾トラフと南海トラフ沿いを震源域とする地震であり、震度6弱相当以上となった範囲は、三重県から静岡県御前崎までの沿岸域の一部にまで及び、津波は伊豆半島から紀伊半島までを襲っており、三重県においては、熊野灘沿岸の津波被害、愛知県では埋立地である軍需工場が集中する地域での被害、静岡県においては軟弱な泥質からなる沖積平野地区において住家被害が見られるなど、被害の様相はさまざまであったとのことでした。

東南海地震は、宝永地震や安政東海地震の震源域と比べると、地震空白域があることが指摘され、割れ残し部分、想定東海地震域について、地震予知を前提とした対策が進んでいますが、当地震の震源の広がりについては、想定東海地震に備えるために今後も検討を要する課題にもなっております。

三河地震は、プレート内活断層から発生した地震の典型例で、明瞭な地表地震断層の出現、多数の前震等が確認されており、岡崎平野南部や三ヶ根山地周辺に最大震度7の局地的な大被害をもたらしており、東南海地震と同様、戦時下であったため、東南海地震及び三河地震による被害は甚大であったにもかかわらず、地震に関する資料は極秘とされ、戦時報道管制下のもと、被害に関する報道は厳しく規制され、地元紙においては、物資配給・住宅対策といった被災者の生活

支援に関する記事についてもできる範囲での報道が行われ、被害状況を示す資料の詳細も乏しく、不十分であったこともうかがえます。

この地域におきましても、東海・東南海・南海の三連動地震の発生が危惧されており、愛知県が平成26年5月に発表しました被害予測によりますと、過去に起きた地震で最も大きなものと同じレベルの地震が発生した場合、高浜市の最大震度は6強となり、全壊・焼失棟数は火災等も含め約1,100棟、死者数は約40人となっております。また、あらゆる可能性を考慮した理論上最大想定モデルの地震が発生した場合は、高浜市の最大震度は7となり、全壊・焼失棟数は、火災等も含め5,300棟、死者数は約300人と甚大な予測がされていることは、皆さんも御承知のところでございます。当然のことながら、地震や災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。いざというときのために、万全の準備をしておかなければならないということは言うまでもありませんが、地震の規模や被害を想定することが難しいのも事実でございます。だからこそ、過去の地震や災害を教訓にして、市民全体で防災についての認識を今以上に高くしていかなければならないと思います。

そこで、1点目ですが、夜間に発生した地震災害の対応・対策についてお聞きをいたします。

やはり、明るいときと夜間の暗いときでは勝手が違うと思います。また、私は地震に伴う火災や家屋の倒壊を経験したことはありません。そのため、夜間に地震災害が発生した場合、どのような事態が起こるのかを想像することが大変難しいと感じております。だからこそ、いつ地震が発生してもよいように備えておくためにはどうしたらよいのかを、常日ごろから考える必要があると思います。

そこで、質問いたします。

地震の被害想定は、昼間に発生する場合と夜間に発生する場合で、どのように違いがあるのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の昼間と夜間の想定被害の違いでございますが、愛知県が作成しました平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書では、想定される被害が異なる冬の深夜5時、夏の昼12時、冬の夕方6時の3種類のパターンを設定し、被害を想定しております。

時間帯による想定被害の特徴を申しますと、例えば、冬の深夜5時と夏の昼12時を比較した場合、前者では、多くの自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い、津波からの避難がおくれる、オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路の利用者が少ない。一方、後者では、木造建物内の滞留人口は1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽化した木造住宅の倒壊による死者数は、前者に比べて低い。オフィス・繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多いといった事態が想定されます。

また、時間帯による被害種別で申しますと、建物被害では冬の夕方6時、人的被害では冬の深夜5時が最も甚大となると想定されており、高浜市地震防災マップにおきましても、建物被害の予測を掲載しておりますが、冬の夕方6時の想定被害に基づき策定しております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 昼間に地震が発生した場合は帰宅困難者も多数となり、道路では車が渋滞し、緊急車両の通行にも支障が出るでしょう。また、食事どきなら火災発生の危険性も高くなります。夜間に発生した場合は、停電が起きるため、被災された人たちは暗い中で家族の安全の確認や避難所に向けて避難することになります。あたりが暗いことで、市民の不安は昼間よりも大きいだろうと想像できます。いち早くその不安を解消することは、行政にとっても大きな役割だと私は考えます。

そこで質問いたします。

夜間のような勤務時間外に地震災害が発生した場合、職員の初動態勢はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の職員の初動態勢でございますが、各部局で策定をしております高浜市危機管理マニュアルにおきまして、全部局共通の非常配備・登庁基準が定められております。

地震災害の場合ですと、本市におきましては震度4の地震が発生し、市長が必要と認めたときは、市長・副市長・教育長・全部長・都市防災グループ全職員、震度5弱の地震が発生したときは、主査以上の職員及び都市政策部の全職員、震度5強以上の地震が発生したときは全職員が自動登庁する体制となっており、速やかに高浜市地域防災計画及び危機管理マニュアルで定める事務分掌に基づき、災害対応に当たることとしております。また、職員は高浜市防災メールにも登録しており、災害時の安否確認も含め、現状把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 関係機関との連携はどのように行うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の関係機関との連携でございますが、例えば、民間事業者で申しますと、高浜市内の建築業者、高浜市上下水道工事店協同組合、碧南ガス協同組合を初め、多くの事業者と多岐の分野にわたり災害協定を締結し、災害時に備えているところでございます。災害により甚大な被害が発生した際には、これら災害協定に基づき、連携して災害対応に当たることとなります。

また、行政機関との連携におきましても、西三河災害時相互応援協定に基づく西三河防災減災連携研究会や、碧南警察・衣浦東部広域連合・碧南市・本市で構成されております碧南・高浜災害対策協議会の定期的な開催、西三河県民事務所・碧南警察・瑞浪市等とのMCA無線による定期的な通信訓練、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定に基づく熊本県菊池市への支援物資など、平常時より顔の見える関係づくりに努めているところでございます。

また、町内会やまちづくり協議会、消防団を初めとしました地域の団体の皆様とは、平常時より配備しておりますMCA無線や小型無線、登録をいただいております高浜市防災メール等を活用するなど、災害が発生した際には、安否確認や被害状況等の迅速かつ正確な情報提供・情報共有に努めてまいるとともに、防災訓練等を通じて防災・減災活動に協働で取り組む中で、連携を深めてまいりたいと考えております。

過去に発生した地震を見ましても、被害が甚大になるほど、行政だけの対応では限界があり、地域や事業者など、互いに関係機関が連携して防災活動・災害対応に当たることが重要であると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 東日本大震災以降、災害時の自助、共助、公助ということがよく言われます。自分の身は自分で守る自助、近所の人たちが助け合って救護活動などを行う共助、市が救援物資の調達やボランティアの派遣をしたりする公助、以上が基本的な考え方だと私も認識をしていますが、共助による救護活動を行う際、特に夜間作業の危険性や安全確保についてどのように周知しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の夜間におけます安全確保と住民等への周知でございますが、これまで実施しております防災訓練は、昼間を設定した場合がほとんどで、御質問の内容につきましては、今後実施する防災訓練や市民等を対象とした防災講話等を通じ、地道に周知を図っていくことが重要と考えております。

また、防災訓練以外に、昨年度より防災リーダー養成講座を実施しており、全国各地で災害対応に御尽力されている認定NPO法人レスキューストックヤードの代表理事等を講師に迎え、地域の防災リーダーの育成に努めているところでございます。この講座には、町内会の防災部長様を初め、地域のかなめとなる多くの皆様に御参加いただいておりますことから、講座の中で、御質問の件についても周知を図っていければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 昼間の救助活動でさえ二次災害のおそれがありますが、夜間となるとその危険性がさらに高くなると思われれます。みずからの命を守る自助が優先となりますが、隣近所の

方を救助したりするときは被害状況に応じて細心の注意を払って救助活動をしていただくよう、日ごろから行政側の啓発活動もお願いしたいと思います。

夜間に地震が発生し避難をしなければならないとき、先ほども申しましたように、暗い中を市民の方たちは避難所に向かうわけですが、当然避難所も停電になっていることでしょう。避難した先が真っ暗な状態であったり、冬場であれば暖をとる手段が確保されていないというのは大変困ります。避難された人たちの不安を少しでも減らすための措置として、避難所における最低限の電力確保は必要不可欠と思います。

そこで質問いたします。

避難所の電力確保はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の避難所の電力確保でございますが、現状を申しますと、指定避難所となります小・中学校には、非常用自家発電設備は整備されていない状況でございますが、資機材としまして、ガソリンを入れて使用する発電機及び太陽光により蓄電して使用する発電機を各1台ずつ整備しており、停電となった際には、これらを活用して電力を確保してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 過去に地震災害を経験された地域のことを調べてみますと、自主防災会を中心に行政も一体となり、夜間に地震が発生した場合を想定して、実際に田戸地区では、早朝の防災訓練を行っていることも知っております。高浜市でも、防災訓練や災害への備えについて学ぶ講演会などが各地区で行われており、防災に対しての意識が非常に高いと私も感じております。しかしながら、夜間に災害が発生した場合を想定した防災訓練は私も経験がございません。

そこで質問です。

行政として、夜間に災害が発生した場合を想定した防災訓練を行った実績または計画があるでしょうか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の夜間を想定した防災訓練の実績と計画でございますが、御質問にもございましたが、過去には、港小学校区において早朝5時より津波を想定した訓練を実施したことはございました。この際の訓練の設定条件としましては、電源の供給が停止を想定して、自宅の電源をつけずに避難行動をしていただく訓練を実施しております。

しかしながら、現に、熊本地震の本震は深夜1時25分に発生しており、いつ発生するか予測できない地震に備えるためには、さまざまな場面を想定した訓練等を実施する必要があります。夜間を想定した防災訓練を実施するには、町内会やまちづくり協議会を初め、市民一人一人の御理

解と御協力がこれまで以上に必要となります。まちづくり協議会の防災グループの会議の場などにおいて、町内会を初めとした地域の意見や課題などもお聞きしながら、検討を重ねてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 災害に備えるため、防災訓練や防災倉庫資機材の整備を進めていただいているところではありますが、避難所となる新設高浜小学校において、避難者を何人受け入れることができるか、新たな防災設備を設置するお考えがあるのか、お聞かせください。その効果もあわせてお聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 最初の御質問の避難者の受け入れ人数につきましては、アリーナ全体で500人程度を見込んでおります。現在、地域防災計画で定めております高浜小学校体育館の収容人数は410人となっておりますことから、建てかえ後の高浜小学校体育館の収容人数は現状よりもふえる見込みとなります。さらに、アリーナ以外にも、複合化されます児童センターや公民館スペースも避難所として活用していく予定をしており、避難者の状況により柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、整備に伴う新たな防災設備でございますが、72時間対応の非常用自家発電設備、防災資機材倉庫、シャワー室の設置等を予定しております。また、効果でございますが、非常用電源装置の設置に伴う電力の確保、シャワー室の設置に伴う避難生活の向上などが想定されると思えます。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 津波の心配が予想される場合は、港小学校区の方の避難場所としての機能も持たせると聞いていますが、港小学校区ではどのくらいの人数が高浜小学校に避難しなければならないか、高浜小学校区の避難者想定人数もあわせてお聞かせください。また、小学校の避難所としての受け入れ方法・態勢などをお聞かせください。また、津波の影響で数日にわたり高浜小学校へ避難しなければならなくなった場合、人数が多くて収容し切れないときはどのような対応をとるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 御質問の港小学校のほうが高小に避難する場合の想定的人数でございますが、高浜市内全体での避難者の想定人数、これは、過去地震の最大モデルに基づく被害想定では、約1万1,000人というふうに出されております。単純にことし6月1日現在の人口で按分しますと、港小学校区では1,540人程度、高浜小学校区では2,420人程度というふうになります。

す。地域の地理的特性や発生の時刻、被害の状況等によっても異なるということから、御質問の避難者数については具体的な数値の算出が極めて難しいという状況でございます。

また、小学校の避難所としての受け入れ方法・態勢につきましては、定期的を開催いたしております学校防災検討委員会等を通じて、学校関係者との調整を図るとともに、ことしの9月に実施を予定しております市総合防災訓練におきまして、港小学校区にお住まいの皆様に対して、津波を想定した訓練を実施し、港小学校区ではなく高浜小学校に避難をしていただく、そういう予定をしております。この訓練後には、訓練から見えてきたそういった課題を踏まえながら、さまざまな場面を想定して、受け入れ態勢について検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

次に、高浜小学校での避難者が、収容人数を超えた場合の対応という御質問をいただきましたが、新設予定となっている高浜小学校では、先ほどの答弁で申し上げたとおり、避難所の収容人数もふえる予定というふうになっておりますが、避難者の状況によっては、複合化される児童センターや公民館のスペース、また、その他の避難所への利用など、各避難所における状況等を確認しながら、横断的に対応してまいりたいとそんなふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 続きまして、災害時の復興についてお伺いいたします。

東日本大震災からことしの3月で5年となりました。被災地では仮設住宅を出て、新しい生活を始めた人もふえていますが、20年前の阪神大震災と比べると、暮らしの再建は滞り、経済再生の道のりもまだまだ遠いところであります。

岩手、宮城、福島では、プレハブ仮設住宅の入居戸数はことしの3月末現在で約3万7,000戸、入居人数は約7万8,000人で、空室が徐々に目立ち始めたとはいえ、入居率は3県とも7割を超えています。阪神大震災では、発生から約4カ年で兵庫県内の仮設住宅入居戸数は建設総数の1割に減り、主な転居先となる災害復興公営住宅の整備は兵庫県で計画の8割を超えました。これに対して、東日本大震災の被災3県は、用地選定などに手間取り、災害復興公営住宅の建設は計画の3割近くにとどまっています。阪神では、地域差はありますが、被災12市の推計人口は震災前の99%に戻っています。東北は、仙台市などで人口がふえたものの、宮城県女川町ではことしの3月1日時点で震災前から32%、岩手県陸前高田市では17%の人口が減っており、早く対策をとらないとどんどん人が出ていってしまうという懸念をされていることから、転入者の住宅新築に対する独自の補助を設けております。また、被災のストレスなどが原因の震災関連死は、阪神大震災で約900人、この数字は自殺を除いておりますけれども、東日本大震災の被災3県の最新統計では約3,200人となっています。このうち、東京電力福島原発を抱える福島県が過半数を占めており、避難生活の解消、商売の再建といったことのおくれが心身に重くのしかかっ

ていることがわかります。

高浜市は、東日本大震災のような津波による被害想定は少ないものの、冒頭に触れたように、理論上想定される最大の地震が発生した場合、約5,300棟もの家が失われることが予想され、たくさんの方が路頭に迷うことになってしまいます。

そこで質問です。

高浜市としては災害時の復旧・復興についてどのようなお考えを持っているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいま御質問いただきました災害時の復旧・復興についてお答えいたします。

最初に、復旧でございますが、災害により受けた被害をもとに戻すという考え方でございます。地域防災計画の第4編、災害復旧には、民生安定のための緊急措置として、被災者の早期生活再建を支援するための義援金の募集その他資金等による支援や住宅等対策、暴力団等への対策を進めてまいります。

次に、公共施設等災害復旧につきましては、いわゆる公共施設を初めとして、道路や上下水道、河川などの復旧に当たっては、原形復旧を基本といたしますが、再度の災害防止の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて復旧事業を実施してまいります。また、迅速かつ確実に原型復旧を進めるためには、必要に応じ他の公的機関等の御支援をいただき、災害現場の状況に応じた対応を行ってまいります。

次に、復興でございます。地震発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などありますが、緊急かつ円滑に市街地を復興することが必要であると考えております。具体的には、愛知県の震災復興都市計画に沿った対応を進めていくわけですが、建築基準法や被災市街地復興特別措置法、都市計画法等に基づいて建築制限を行いながら、住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備を進めていくこととなります。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 迅速かつ円滑な復興を図るためには、計画を作成して取り組むことも必要だと感じております。

それでは、復興計画が必要とされるのはどのような場合ですか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいまの御質問の復興計画についてお答えいたします。

復興計画が必要とされる場合は、先ほどお答えいたしましたように、都市基盤で市街地が大規模に被災した場合で、区分を3つの要因ごとに調査してまいります。被害状況、道路基盤整備の状況、被害の発生した原因や条件をもとに区分し、被災後の復興計画を進めていくこととなります。

す。

具体的には家屋被害概況をもとに、大被害地区を、一団の地区内の建物のうち全壊または全焼している割合がおおむね5割以上と思われる地区。中被害地区を、一団の地区内の建物のうち全壊または全焼している割合がおおむね5割未満～3割以上と思われる地区。その他を小被害地区と分類いたします。

この分類に沿って、大被害地区と中被害地区のうち被害が大きい区域については、基盤整備等の検討を進め復興計画につなげていくこととし、中被害地区のうち被害が小さい区域については、復興促進地区として、そこにお住まいの皆さんと防災まちづくりについての意識向上を図り、部分的な改良の実施や地区計画等により道路を配置したりして、自主再建を進めていくこととなります。小被害地区につきましては復興誘導地区として、自主再建をしていただくように心がけてまいります。

いずれの場合においても、そこにお住まいの皆さん及び関係権利者との合意形成が必要であり、復興計画の円滑化を図るため、日ごろから防災まちづくりについて、関心をもっていただくことが大切であると考えております。

なお、御質問の迅速かつ円滑な復興を図るためには、復興計画に対して迅速に対応できる職員力を高めることが必要であると感じております。このことから、愛知県主催の震災復興都市計画の勉強会へ参加しております都市計画の担当や建築の担当等の職員が、継続してそちらの勉強会に参加してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 被災地域の再建は高度かつ複雑な大規模事業となり、できるだけ速やかに関係機関の諸事業を調整しつつ、復興計画を作成することが必要だと私は考えております。再建に係る復興計画作成の大変さは理解しておりますが、より多くの市民の声を反映させて計画作成するようお願いいたします。

さて、震災が起これば、誰もが一日も早い復興を望みます。避難所での生活はプライベートの空間はなく、被災された方にとってはそれが非常にストレスとなってしまう、避難生活が長引けば、それが原因で病気になるなど負の連鎖が起こります。家屋が倒壊された方々は、早い段階での仮設住宅への入居を希望されると思いますけれども、仮設住宅の建設はどのように行われるのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の応急仮設住宅の建設についてでございますが、災害救助法におきまして、10項目にわたる救助の種類が定められておりまして、その中の一つに応急仮設住宅の供与がございます。また、災害救助法施行令第1条におきまして、災害の程度が定められており、本市におきましては、地震等により60世帯を超える住宅等が滅失した場合や、震度6弱以

上の揺れを記録し多数の家屋倒壊が確認された場合には災害救助法が適用され、愛知県知事の指示により、必要に応じ応急仮設住宅の建設を進めることとなります。

なお、国が策定しております災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに費用弁償の基準によりますと、建設に際しての費用の限度額は、1戸当たり平均266万円以内、住宅の規模は1戸当たり平均29.7平米、9坪を基準としており、コミュニティーの場として活用できる集会施設につきましては、おおむね50戸に1施設が設置可能となっております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 仮設住宅の必要戸数と建設可能戸数はどれくらいですか、お聞かせください。あわせて仮設住宅建設候補地を定めているのであれば、お示してください。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 最初の御質問の必要戸数につきましては、災害による住宅等の倒壊状況ですとか、応急仮設住宅に関するニーズの把握などに努め、総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

また、建設可能戸数でございますが、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しており、各候補地におきまして、応急仮設住宅を設置した場合のレイアウトを作成しております。一例を申しますと、五反田第1グラウンドでは64戸程度、後世山公園では48戸程度の設置が可能であると想定しております。

次に、応急仮設住宅の建設候補地でございますが、被害の状況や必要な戸数によっても異なることが想定されますが、主にグラウンドや公園などのオープンスペースを活用してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 仮設住宅の建設にはどれぐらいの期間を要しますか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の建設に要する期間でございますが、災害救助法施行細則第2条におきまして、救助の程度、方法及び期間が定められており、着工の時期は、災害発生の日から20日以内となっております。

また、着工後の完成までの工期につきましては、過去の地震の状況から3～4週間程度が標準と言われております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 水道については、具体的に地震発生後どれぐらいの期間で水道施設が復旧

できるのかをイメージしたいので、地震の規模と被害の程度によって違ってくるかとは思いますが、広域的に断水してしまうような被害が発生した場合における、応急給水や応急復旧の作業の流れを時間軸とともにお答えください。

○議長（杉浦敏和） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 広域的に断水してしまう被害が発生した場合における応急給水、応急復旧の作業の流れについてお答えいたします。

最初に、高浜市の水道水は全て県営水道により賄っております。大規模災害時には県営水道の配水管のうち、耐震性能が低い管路につきましては地震による被害が予想され、高浜市への送水が停止になると思われまます。愛知県の応急復旧計画によれば、送水管の応急復旧までに必要な期間は、最悪の条件で2週間から3週間以内となっております。

高浜市の災害復旧体制は、大規模地震発生後、直ちに高浜配水場、吉浜配水場に職員が出向き、配水場施設の被害状況把握、配水タンクにある飲料水の確保を図り、応急給水体制を整えてまいります。

応急給水は上下水道グループ職員に加え、災害協定締結者であります高浜市上下水道工事店協同組合員等の協力を得て、必要に応じ避難所へ給水タンクを使い応急給水を開始いたします。あわせて愛知県水道震災復旧支援センターに応急給水及び応急復旧支援について要請し、早期の復旧に努めてまいります。

応急復旧作業の具体的な内容でございますが、初めに停止した配水を再開する前に、主要な避難所である小学校・中学校へ配水する重要給水配水管への送水を最優先といたします。その重要給水配水管から分岐されている枝の配水管のバルブを全て閉めます。次に、高浜・吉浜の各配水場の安全を確認した後、県営水道の送水を受け配水を開始し、避難所までの配水管の被害状況調査、仮設配管、漏水修理、配水復旧工事等を防災協定締結者の協力を得ながら優先的に進めてまいります。

しかしながら、御質問のように広域的な大災害の場合には交通網が寸断されることなど、応急復旧に必要な資材などの供給にも大きな影響が予想されることを御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 災害時に利用できるよう家庭用の給湯器に逆止弁を取りつけて、万が一のときに利用できるよう補助金を出す考えがあるか、ないか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 給湯器を利用した貯留水の活用ということでございますが、現在、新しいタイプの給湯器にはさまざまな種類や規模の製品が販売をされております。機器によって

はあらかじめ非常用の取水栓が取り付けられており、逆止弁のレバーの操作によって貯留水が利用できるといったものもございます。

ただいま御提案をいただきました家庭用の給湯器に逆止弁を取りつけることですが、まさにこれは自助の領域でございますので、まずはこのような措置によって貯留水が利用できるということを、住民の皆さんに知っていただくための周知を図ることが必要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 各地域の防災力の向上には、知識もさることながら、災害時に必要な身を守るための装備や救助活動の道具だったり、避難生活に必要な飲食物などのさまざまなものを準備しておくことも大切です。

今、市の防災倉庫の整備状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の備蓄品等の整備状況でございますが、アルファ米・クラッカー等の食糧品及び飲料水、資機材で申しますと、トイレ・毛布・パーテーション・ブルーシート・非常用洗浄器・太陽光発電機・非常用照明セットなどを整備しております。また、指定避難所となります各小・中学校に設置されております防災資機材倉庫が手狭な状態であることから、昨年度より、新たな防災資機材倉庫の整備を進めているところでございます。

なお、品目別の整備状況につきましては、数量も含め高浜市公式ホームページでも掲載しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 高浜市が平成27年3月に発行した地震防災マップの11ページと19ページの中で、碧海町の堤外地の図書館付近は津波の浸水地域になっておりませんが、この理由とこのマップを今日までどのように活用されてきたのか。また、どのように評価しているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 最初に、図書館付近が津波の浸水地域になっていない理由ということでございますが、御質問の地域の標高は約3メートルというふうになっており、この地域より内陸部にあり、浸水が想定をされております港小学校周辺と比較しますと、約50センチから1メートルほど高い標高となっております。津波による浸水の想定は、標高も考慮して調査をされておりますことから、地震防災マップにありますような想定というふうになっております。

次に、これまでの地震防災マップの活用ということでございますが、世帯配布に加えて、主に班長以上が集まっておいただく町内会の防災訓練の説明会、また、防災勉強会や高浜の防災を考え

る市民の会が実施をされておられます子ども防災リーダーの養成講座を初めとした各種防災に関する行事等において、都市防災グループの職員がマップの説明をさせていただいております。その中で、市民一人一人の災害に対する意識向上に努めているところでございます。特に、大津波警報等の発令時における内陸部への避難、地震防災マップの末尾にあります、わが家の防災メモの記入、食糧や飲料水等の備蓄、また、熊本地震発生後は猿投一高浜断層に関する説明など、災害時における自助・共助の大切さを含め、お伝えをしているところでございます。

地震防災マップは、この地域で最も発生が危惧をされている南海トラフ巨大地震の被害想定に基づき作成をされており、今後もさまざまな機会を活用し、地震防災マップの内容を直接説明する中で、少しでも多くの市民の皆様に対しまして、防災や減災に関する意識づけや啓発等を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをします。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

ただ、今の防災マップにつきましては、実際に新川港沖で、以前の想定でいきますと3.6メートルぐらいの津波の高さが想定されるということでありましたけれども、今の堤外地のところにつきましては、地盤高が3メートル少しありますので、いまだかつてあそこのところを造成してから、一度もまだ越水をしたことがありませんので、あの地域の方もなかなか台風だとかそういったときに、なかなか避難をされる方も少ないような状況ですけれども、実際に防災マップであそこのところが浸水区域になっていないといっても、想定外ということがありますので、その辺のところも今後いろいろと検討していただいて、また、今の想定が僕は完全に正しいというふうには思っていないので、今後いろいろなそういう地震のデータが出てくると思いますが、そういったものに合わせて、ぜひとももっと有効に活用できるような、そういう利用の仕方をしていただきたいと思いますので、要望しておきます。

地震大国である日本は、常に巨大地震に備えていかなければいけません。名古屋大学の福和教授も言っておみえになりますけれども、災害は必ずいつかやってきます。自然災害の発生を正確に予測することは、技術の進歩はあるものの完璧にはできません。だからこそ事前の準備や心構えが必要だと言えます。そして、考える限りの対策や準備をすることに、し過ぎるということはないと私は思っております。

今後も、市民のために防災や減災、災害対策に十分力を入れていただくようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時 1 分散会
